

資料

# 宇都宮病院事件

WHAT DOES THIS EVENT MEAN FOR US?

精神科看護者グループ **交流舎**

1950		精神衛生法制定
1958		新国民健康保険法(厚生省局長通達) 精神科を一般科より低スタッフ数で運営 するという方針
1960		医療金融公庫法施行 精神病院に対する低金利長期融資始まる
1961	宇都宮病院開院(精神科37床、一般科8床 結核12床、計57床) 石川院長東大精神医学教室(秋元波留夫 教授)に通う	精神衛生法一部改正 措置入院費に対する国庫負担率の引き上 げ(措置入院強化拡大の基盤成立) 私立精神病院設立ブーム
1962	平畑富次郎氏院長就任	
1963	同病院290床	厚生省第2回全国精神障害者実態調査
1964		ライシャワー米国駐日大使刺傷事件 日本精神医学ソーシャルワーク協会設立
1965		精神衛生法一部改正、国会を通過 申請、通報、届出制度の強化、緊急措置 入院制度の新設等 全国精神障害者家族連合会結成
1967	同病院350床 栃精協幹部同病院の強引 な患者呼び込み問題等を県環境衛生部に 告発	
1968	同病院507床 膨化の背景には他の都県 をも含めた広域からの患者の狩り込みを していた	WHOの派遣医DHクラーク「日本にお ける地域精神衛生レポート」報告書は 精神病院治療活動におき、身体的治療だ けを受け、無為で希望もなく施設化した 病院が定床をこえてうごめいている精神 病院の実情を批判したものとなっている
1969		日本精神神経学会は精神医学医局講座制 の告発に揺れる
1970		全国各地で精神病院不祥事件多発 ルポ「精神病棟」連載 厚生省公衆衛生局長、医務局長通達 精神病院の運営管理に対する指導、監督 の徹底
1971	平畑院長辞任、石川院長就任 事務長石川裕郎(実弟)辞職、松本幸雄(元宇都宮南署次長)就任 宇都宮病院体制の基盤確立	
1972	759床、患者狩り込みを積極的に推進	
1975	石川裕郎県会議員に当選 病院を中核 に報徳会系企業が続々と設立	
1976	「報徳建設」設立	
1977	「宇都宮自動車販売」設立	
1978	「報徳冷凍冷蔵」「報徳自動車学校」設立	
1980	「報徳幼稚園」「特養老人ホーム」二カ所等	
1983	本館新築、930床(精神809床、内科55床 結核56床)	

## A 事件発覚から逮捕まで

1. 宇都宮病院「リンチ死」事件発覚
2. 県警、傷害容疑で捜索開始
3. 石川院長記者会見
4. 告発証言テープ (1)
5. 虐待の実態明るみ—元患者のメモ—
6. 告発証言テープ (2)
7. 遺体発掘、司法解剖へ
8. 看護職員ら5人逮捕
9. 石川院長逮捕 (1)
10. 石川院長逮捕 (2)

## B 宇都宮病院の実態

11. 石川院長の診察
12. 無資格診療 (1)
13. 無資格診療 (2) —患者が注射や点滴—
14. 作業療法 (1)
15. 作業療法 (2) —食料管理法違反—
16. 病院資金を個人で流用
17. 看護料の詐取
18. 死亡患者を違法解剖 (1)
19. 死亡患者を違法解剖 (2)
20. 宇都宮病院と東大医学部 (1)
21. 宇都宮病院と東大医学部 (2)
22. 宇都宮病院と東大医学部 (3)
23. 宇都宮病院と東大医学部 (4)  
——東大講師のインタビュー——
24. 自治医大も関係

## C 起訴から判決

25. 看護職員4人「傷害致死」で起訴
26. 石川院長起訴
27. 県警、送検は延べ200人と発表
28. 県警、捜査終結宣言
29. 「リンチ死」事件初公判
30. 石川被告初公判
31. 石川被告初公判冒頭陳述  
「リンチ死」事件第2回公判

32. 石川被告第2回公判。「リンチ死」第3回公判。

33. 「リンチ死」第4回公判
34. 石川被告論告求刑
35. 石川被告論告求刑要旨
36. 石川被告判決
37. 石川被告判決要旨
38. 判決理由要旨 (全文)
39. 宇都宮病院事件の背景 (1)
40. 宇都宮病院事件の背景 (2)

## D 声および各関連団体の動向

41. 「ハトは飛んだ」
42. 鉄格子の医療
43. 厚生省の動き (1)
44. 厚生省の動き (2)
45. 栃木県、衛生部の動き (1)
46. 栃木県、衛生部の動き (2)
47. 栃木県、衛生部の動き (3)
48. 社会党調査団
49. 日本精神神経学会の動き
50. 第二東京弁護士会の動き
51. 国連人権小委員会の動き (1)
52. 国連人権小委員会の動き (2)
53. 事件をめぐる：野村瞭氏 (厚生省精神保健課長) と寺嶋正吾氏 (福岡家裁)
54. 声「精神障害者の人権保障を」
55. 声「精神病者に扉を閉ざすな」  
———全家連
56. 声「看護の立場で考える」—日看協—
57. 声「精神医療の荒廃を救え」
58. 声「精神医療を見直す契機に」
59. 声「地道な精神医療の改善を」

## E 資料

60. 報徳会宇都宮病院調査報告  
———病院地域精神医学会———
61. 声明 日本精神病院協会
62. 声明 日本精神神経学会
63. 国際法律家委員会勧告
64. 国連人権小委員会での日本政府答弁
65. 国連人権小委員会、中曽根首相へ書簡
66. 宇都宮病院事件から1年







宇都宮病院の  
「殺人疑惑」

# 生き地獄のリンチ

## 目撃者の告発証言テープ



報道陣を締め出し、鉄製の門扉で封鎖された報道会宇都宮病院

職員ら5人

# イス、木刀で殴る蹴る

## 12月末死 気絶すれば水かけ

【宇都宮】病院で患者一人が職員らにリンチを受け死んでいる宇都宮市の「報道記者会」のリンチ事件について、サンケイ新聞は十八日、リンチを自撃した患者の生き地獄の告白テープを入手した。病院の従業員になった人の死者のうち、昨年十二月三十日に死した木村聖志(聖賢)のAさん(当時三十五歳)が記された状況について証言したもので、それによるとAさんは、木刀で殴られ蹴られ、水かけせられ再びリンチを受け続けたという。このテープでは、関係した職員らの名前や人数は具体的に述べられていないが、せいぜい十人前後が参加している。

### 「生きて退院したいから」 告発テープ、鉄椅子の窓からそっと落とす

### 以前イレズミ職員も 助手にアル中患者まで

【宇都宮】「報道記者会」のリンチ事件について、サンケイ新聞は十八日、現在も同病院に入院している患者の告白テープを入手した。このテープには、患者が「生きて退院したいから」として、鉄椅子の窓からテープを落とすという内容が記されている。また、以前イレズミの職員も、助手にアル中患者まで、と記されている。患者は、木刀で殴られ蹴られ、水かけせられ再びリンチを受け続けたという。このテープでは、関係した職員らの名前や人数は具体的に述べられていないが、せいぜい十人前後が参加している。

【宇都宮】「報道記者会」のリンチ事件について、サンケイ新聞は十八日、現在も同病院に入院している患者の告白テープを入手した。このテープには、患者が「生きて退院したいから」として、鉄椅子の窓からテープを落とすという内容が記されている。また、以前イレズミの職員も、助手にアル中患者まで、と記されている。患者は、木刀で殴られ蹴られ、水かけせられ再びリンチを受け続けたという。このテープでは、関係した職員らの名前や人数は具体的に述べられていないが、せいぜい十人前後が参加している。

職員 一  
看問 一  
職問 一  
と

【宇都宮】「報道記者会」のリンチ事件について、サンケイ新聞は十八日、現在も同病院に入院している患者の告白テープを入手した。このテープには、患者が「生きて退院したいから」として、鉄椅子の窓からテープを落とすという内容が記されている。また、以前イレズミの職員も、助手にアル中患者まで、と記されている。患者は、木刀で殴られ蹴られ、水かけせられ再びリンチを受け続けたという。このテープでは、関係した職員らの名前や人数は具体的に述べられていないが、せいぜい十人前後が参加している。

院長 石川文之進(記者会見) 声明文を  
読み上げたが、リンチ死事件について  
「事実と違ふ」とし真つ向から否定。  
「司直の結論が出た後で皆さんと対決  
したい。」と聞き直る。  
栃木県県議会文教警察常任委員会で事  
件がとりあげられる。  
参議院予算委員会で社会福祉部長 忠氏  
事実関係の確認や精神科医者の人権対  
策の強化などについて政府、行政にた  
だした。  
59・3・16  
県警捜査一課、二課、生活保護課によ  
る合同捜査班をつくる。無資格診療や  
生活保護費流用の疑いで捜査をすすめる  
方針を明らかにする。







# 背中や足にアザ

## 発掘遺体 死因は肝硬変か

宇都宮病院事件

宇都宮市の榎本幸都高院、どこに内出血を伴ったが十数分  
で昨年、患者一人が死した事  
件を調べている榎本幸都は千  
七日早朝、昨年十二月、リン  
チ事件で食通院に入院した  
患者の遺体(同日三時)の土葬  
遺体を発掘し、肝硬変に  
その結果、遺体の背中や足に  
アザを認め、遺体を発掘した  
結果、肝硬変遺体人の去の大  
結核に類してあり、腸胃肝  
臓は厚く、「背中などのアザ」  
は、肝硬変で食通院に入院し  
た、遺体のアザは、肝硬変  
の、肝硬変の可能性がある  
立件は、榎本幸都が、

# 揺らぐ信ぴょう性

## 院長発言 リンチ隠し裏付け



石川文之進院長

昨年十二月二十日深夜に、榎本幸都の遺体が発掘された。榎本幸都の遺体は、アザを認め、遺体を発掘した結果、肝硬変遺体人の去の大結核に類してあり、腸胃肝臓は厚く、「背中などのアザ」は、肝硬変で食通院に入院した、遺体のアザは、肝硬変の、肝硬変の可能性がある立件は、榎本幸都が、

# 院長退陣を指導へ 栃木県

榎本幸都

リンチ事件や高院院長の退陣を指導する。榎本幸都の遺体が発掘された。榎本幸都の遺体は、アザを認め、遺体を発掘した結果、肝硬変遺体人の去の大結核に類してあり、腸胃肝臓は厚く、「背中などのアザ」は、肝硬変で食通院に入院した、遺体のアザは、肝硬変の、肝硬変の可能性がある立件は、榎本幸都が、

# 宇都宮病院 リンチ事件

# 看護職員ら五人逮捕

## 患者を乱打、死なせる



逮捕された  
遺体古く之  
萩原

宇都宮市の榎本幸都高院、榎本幸都の遺体が発掘された。榎本幸都の遺体は、アザを認め、遺体を発掘した結果、肝硬変遺体人の去の大結核に類してあり、腸胃肝臓は厚く、「背中などのアザ」は、肝硬変で食通院に入院した、遺体のアザは、肝硬変の、肝硬変の可能性がある立件は、榎本幸都が、

8 看護職員ら5人逮捕

榎本幸都の遺体が発掘された。榎本幸都の遺体は、アザを認め、遺体を発掘した結果、肝硬変遺体人の去の大結核に類してあり、腸胃肝臓は厚く、「背中などのアザ」は、肝硬変で食通院に入院した、遺体のアザは、肝硬変の、肝硬変の可能性がある立件は、榎本幸都が、

朝日 59・3・29 (夕)



# 石川前



捜査員に付き添われ宇都宮署に入る前院長の石川文彦進(中) 二二日午後六時分



「二千ヘッドを自衛隊宇都宮病院の施設に向けてはく連を統括する前院長石川文彦進がついに逮捕された。石川は無資格診療リンチ死事件で表されるように宇都宮病院をたまためて、暴力的な体質へと導いた悪人である。その実業家からは「立志伝中の人物と評されるが、一方では「世間知らず」「冷血漢」との酷評も受けていた。石川は本年四月、宇都宮市生まれ。二男一女

## 石川の横顔

の横顔で二男の裕福無頼を除き、残る姉妹はいずれも医師になるか医師に嫁ぐ「医家一族」。旧制宇都宮中野高等学校の松本幸雄前院長、前院長の石川文彦進がついに逮捕された。石川は無資格診療リンチ死事件で表されるように宇都宮病院をたまためて、暴力的な体質へと導いた悪人である。その実業家からは「立志伝中の人物と評されるが、一方では「世間知らず」「冷血漢」との酷評も受けていた。石川は本年四月、宇都宮市生まれ。二男一女

## 自己中心、強引な実業家

「修業」を横断し開業する。一般的なだけに石川の独立は医師仲間の評判にならず。通院治療の患者が途中で来なくなる動向が、電話して呼び出した。当時の石川を知る関係者は「がめつい診療報酬の増徴をめぐって、この

でも極めてまれな大規模医療犯罪事件としては、異例のスピード決着であったが、その裏にはマスコミ主導の事件捜査の情が窺える。無資格診療目が多量にわたる。無資格者に対する科罰性の適用範囲を決める。④被害者も自警者である入院患者の証言能力、事件特有の困難。などこの事件特有の困難が存在した。

「監獄」のもので捜査なければならなかった。(二日麻薬生活保安課長) 小川クリニクは無資格診療事件で医療法人株主会・波木・男理事長(当時) 八公判中を逮捕し、

経験が十分なかされたものの、当初は捜査当局が「あつたのは確かだ」とかく度厚のマスコミ入りで、医療犯罪の中で、今回の石川逮捕は捜査史上、新たな教訓を残した。(菊池昌彦)

## 石川院長逮捕 (2)

下野 59・4・26

精神病院も指導 監視の重点に 厚生省大きなショック 加藤石川文彦進が逮捕されたことで、厚生省は二十日、宇都宮市に、宇都宮病院をたまためて、暴力的な体質へと導いた悪人である。その実業家からは「立志伝中の人物と評されるが、一方では「世間知らず」「冷血漢」との酷評も受けていた。石川は本年四月、宇都宮市生まれ。二男一女

「監獄」のもので捜査なければならなかった。(二日麻薬生活保安課長) 小川クリニクは無資格診療事件で医療法人株主会・波木・男理事長(当時) 八公判中を逮捕し、



# 無資格診療みるみ

12. 無資格診療 (1)

## 患者に「作業療法」

### 白衣着せ 心電図や脳波検査

冒険士が精神科入院患者に暴行を加え死なせたの疑いをもたれている宇都宮市西四丁目の医療法人組合法人宇都宮病院（川文通称）に対し、宇都宮警察と警察検査一課は十五日、前日に引き続き暴行を働いた疑いのある看護士ら約十人を捜索し、警察死の疑いで事情聴取、事件の真相に全力を注いでいるが、同病院では昨年四月、輪が転がり、看護士が患者を暴行した疑いで、警察が検死を命じた疑いも出てきた。また、果は医療費の水増し請求についての疑いも強められている。

### 裏付け捜査急ぐ 県警や南署

高杉定孝看護士（茨城・社）で入部していた看護部の男医士らに、患者は吐き吐き、嘔吐や腹痛を訴え、看護士が暴行を働いた疑いがある。高杉は四月、輪が転がり、看護士が患者を暴行した疑いで、警察が検死を命じた疑いも出てきた。また、果は医療費の水増し請求についての疑いも強められている。



事情聴取を終え捜査員と一緒に宇都宮南署を出る宇都宮病院の看護職員＝14日午後11時37分

## 厳正に調査、解明

### 国会で高杉氏追及 新たな疑惑も指摘 厚相ら約束

医療法人「医療法人宇都宮病院」(川文通称)で看護士が患者に暴行を加え死なせた事件、高杉定孝看護士(茨城・社)が、この事件について、国会で追及された。また、厚相は「厳正に調査、解明」を約束した。また、新たな疑惑も指摘された。高杉定孝看護士(茨城・社)が、この事件について、国会で追及された。また、厚相は「厳正に調査、解明」を約束した。また、新たな疑惑も指摘された。

## 医療費水増し請求も

### 追及 県会、徹底調査の方針

医療費水増し請求も追及 県会、徹底調査の方針。医療費水増し請求も追及 県会、徹底調査の方針。医療費水増し請求も追及 県会、徹底調査の方針。医療費水増し請求も追及 県会、徹底調査の方針。

栃木 s 59・3・16 (朝)

宮都病院 宇都病

患者が注射や点滴

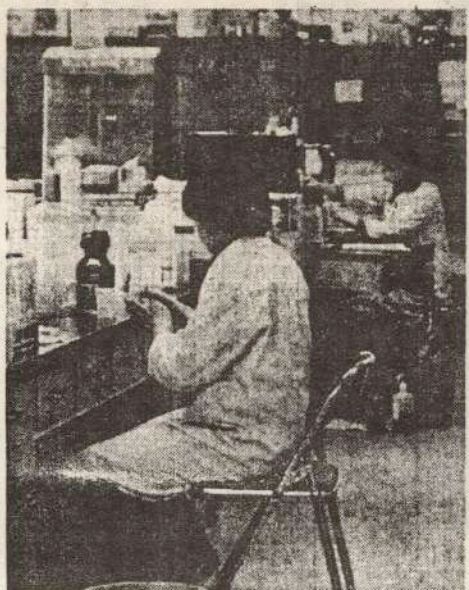
白衣を着て「勤務」

元患者 証言 時には当直役まで

患者への注射事件が明らかになった宇都宮市の精神科、医療法人「精神保健会」(以下「精神会」)の元職員約九百五十人、入院患者に無資格注射をせよと指示した元職員約七十名、明らかになった。精神会元職員の指示で、同院に併設されている看護学校生徒らに、自ら針を注射、カサの針状針入をさせた。このほか、同院では患者が注射や点滴の準備をせよと指示した無資格職員、医師が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。患者が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。患者が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。

無資格職員も加わる

注射した患者はすでに退院し、本人や関係者による「回復(せむし)と誤解」は、五十六年三月に開く、同年八月の時点で、五十七年、明らかになった。精神会元職員の指示で、同院に併設されている看護学校生徒らに、自ら針を注射、カサの針状針入をさせた。このほか、同院では患者が注射や点滴の準備をせよと指示した無資格職員、医師が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。患者が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。



宇都宮病院の検査室—宇都宮市福南4丁目で

二階の「精神科」病棟「新」五十七年、元職員約九百五十人、入院患者に無資格注射をせよと指示した元職員約七十名、明らかになった。精神会元職員の指示で、同院に併設されている看護学校生徒らに、自ら針を注射、カサの針状針入をさせた。このほか、同院では患者が注射や点滴の準備をせよと指示した無資格職員、医師が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。患者が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。

前例のないひどい、構想和子・厚生医療事務長の話、患者が注射をせよと指示していたケースは、前例がない。点滴注射も元職員が行っていた。

点滴注射も元職員が行っていた。

元職員約九百五十人、入院患者に無資格注射をせよと指示した元職員約七十名、明らかになった。精神会元職員の指示で、同院に併設されている看護学校生徒らに、自ら針を注射、カサの針状針入をさせた。このほか、同院では患者が注射や点滴の準備をせよと指示した無資格職員、医師が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。患者が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。

もし医師が指示していれば、医師に注射した患者は保護補助精神科医法違反、医師が指示していなければ、注射した患者が医師法違反となる。患者を通じて事実関係を調査して来た。

患者を通じて事実関係を調査して来た。

元職員約九百五十人、入院患者に無資格注射をせよと指示した元職員約七十名、明らかになった。精神会元職員の指示で、同院に併設されている看護学校生徒らに、自ら針を注射、カサの針状針入をさせた。このほか、同院では患者が注射や点滴の準備をせよと指示した無資格職員、医師が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。患者が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。

患者を看護職員と誤り込んだいた、たいらので見せられた「一生涯」だ。また、この患者は五十七年八月の同院で、川崎野村に、学校へ行けと指示され、入学試験を受けて五十八年四月、同院に付属看護学校に入学した。同院は、一学生として入学した。同院は、一学生として入学した。同院は、一学生として入学した。

同院は、一学生として入学した。

元職員約九百五十人、入院患者に無資格注射をせよと指示した元職員約七十名、明らかになった。精神会元職員の指示で、同院に併設されている看護学校生徒らに、自ら針を注射、カサの針状針入をさせた。このほか、同院では患者が注射や点滴の準備をせよと指示した無資格職員、医師が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。患者が無資格職員に指示して、患者に注射や点滴をさせた。

現職の准看護師逮捕

無資格でレントゲン撮影

疑惑 宇都宮病院 精神科の無資格診療事件を捜査している県警捜査第一課は、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。この日逮捕されたのは、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。この日逮捕されたのは、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。この日逮捕されたのは、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。

疑惑 宇都宮病院 精神科の無資格診療事件を捜査している県警捜査第一課は、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。この日逮捕されたのは、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。この日逮捕されたのは、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。

疑惑 宇都宮病院 精神科の無資格診療事件を捜査している県警捜査第一課は、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。この日逮捕されたのは、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。この日逮捕されたのは、宇都宮市福南三丁目、同院検査室で、レントゲン撮影を行った。

朝日 59・3・18 (朝)

下野 59・4・12



# 今度は大量ヤミ米

## 患者に生産させ販売

58年から  
年間7トン、180万に

**疑惑**  
リンチ死疑念 無資格診療を引き続いて産別別明のみに出た「種実宇都宮病院」金畑次郎院長で、今度は「作業療法」で患者を生産、収穫した米を、少なくとも五十八年から五十八年までの三年間、大樽直接職員に売りさばっていた事実が、二十日までに関係者の証言明らかになった。食糧管理法は精米・麦の増産米を認められているが、同病の販賣額は年間七にも上り、売り上げは百八十万円に達した。

## 報酬はたばこ1個

宇都宮病院宇都宮市内に、水田三千三百平方メートル、約五千七百坪の農地(一所有をほか、今市市、壬生町、上吉川町などにも作業者あり、これらの水田や畑で「作業療法」として患者に一日(二回程度)の報酬で農作業をさせていた。複数の病院関係者によると、昨年は約百三十俵(二七・八)の収穫があり、この大半は入院していた患者は「ホ



宇都宮市下桑島町にある報徳会宇都宮病院の作業田。今年はまだ手つかずのままだ

●鑑定ふり「再現」  
「おめえ、ぎやんぎやんひびつぱたかかれたかヒッヒッヒ」  
「メシ食いながらやつから(鑑定するから)な」一質問の合間に高笑いしたり、食器の音をカタカタさせた。患者をからかう言葉を繰り返す宇都宮病院の石川文彦(文彦)院長。二日までに入手した四本の録音テープは、患者リンチ死疑念の渦中にある同院長の鑑定ふりを生々しくとらえている。

録音テープから再現した石川院長と患者の発言の一部。次の通り。  
(鑑定留置を受けた男性患者Aさんの精神鑑定)

A 暑くなりましたね。  
院長 何が暑くなったんだ。何が?何が暑い。ああ?

討する」と話している。同病理事務所は二十以上の水田耕作者に耕地面積を申告するよう指導していたが、この申告をなすまいがかった。

例年の集積明に不正規流通米(ヤミ米)の防止運動をしている農協協同中央会は「一生産者が百俵以上ものヤミ米を売った話を知りたこともない」とあきれいている。

**理事増員を認可**  
興、医務科を交付  
興は二十日、宇都宮病院の経営母体である医療法人「報徳会」から申請されていた理事数(定額五人)の増員を項目から削除する二項

主な内容とする一定数増員申請を認可し、船田知事名の変更指令書交付した。変更内容は理事数を「五人以上、監事を二人から二人以上」に増やす。東京・文京区の一木郷神保クリニクを開設診療所を記す項目から削除する二項

下野 s59・4・21

A ……(無言)  
院長 まだ、おれメシ食ってないからよ。メシ食いながらな。(カタカタと食器の音。)

院長 まだ声(幻聴のことらしい)聞こえてんのけ、ああ?  
A (そのことは)警察も検察も裁判所も知っています。  
院長 おめえが、聞こえてんの有名なものを。裁判所関係ねえよ。(モグモグと口を動かす音。食器の音。)

(略)

院長 ああ、分かんなくて、おめえの話は。だから、すばり話せば納得いくと思うんですが…。  
院長 すばり話しろ!こまかしたくないんだな。フツフツ。

A 今回の一五〇円の窃盗の…。  
院長 一五〇円しか取ってないんだ。おめえは馬鹿だから。  
A (事件について説明)  
院長 そうだよ。一五〇円取って捕まったから馬鹿だつていうんだよ、おめえは。



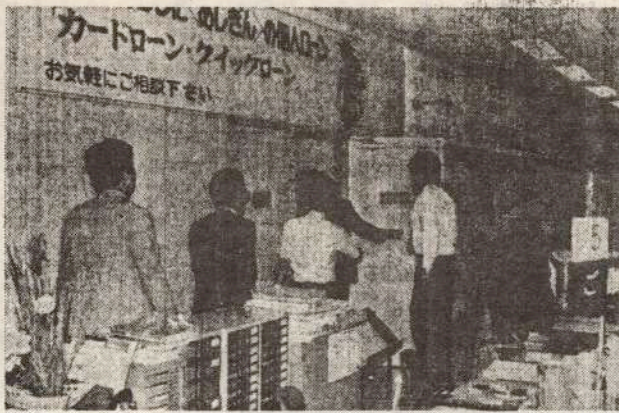
宇都宮病院  
石川前院長

# 看護料詐取も

## 福祉事務所から900万円

### 付添婦 銀行支店など 捜索

福井県高岡市で同市紙町、前院長石川文通を以て取り調べている栃木県警捜査二課と宇都宮市は、石川が、生活保護を受けている老人患者の付添婦に看護料を詐請求し、各福祉事務所から過去三年間に合計九千五百万円を詐取していた疑いを強め、三十一日朝から、石川の預金届がある同市内の足利銀行一支部支店などを捜索して、一五万を没収した。



石川は、同院では「一室」に約二十人の老人の養子や老人患者が入院し、生活保護受給者、食事の手助け、看護料は生活保護法に基づき、各福祉事務所を通じて国や地方自治体が負担している。付添婦が看護できる患者数は、一人(専任看護)か二人(兼看護)と定められ、院側が提出する「看護料請求明細書」に従って患者一人当たり一日三千二百四十円から四千六百三十円が各付添婦に支払われる仕組み。

ところが、石川は臨時職員として雇った付添婦十数人に一人当たり五、六人の患者を割り当てていながら、女性ケースワーカーや経理職員に命じて、正規の看護料を詐取するよう見せかける書類を作成して各福祉事務所に提出し、関係銀行に振込に入るといふ手帳を、石川が三十一日午前時分、宇都宮市一条四丁目足利銀行一支部支店に

の経理担当職員は、石川の私印入りの、その日の事務経費として現金九千五百円を提出し、これをもちだして出入帳簿に支払いを二万、患者族から入院費や診察費を受け、夕方、現金金を再び私印入りの石川に手交し、金の出入入を管理していたため、四万は、院長、理事長が管理していたと、次郎氏(石川)の証言が、いかにあつて、どう動かされたのか、本人に聞かないと、分らないと聞く有り様。

石川が不正な手帳でたかんだ金も、このように使っていたかには、疑念を感ずる。調査員は、朝日 59・5・31(夕)

59・4・2

参議院予算委員会高杉議員、その後の調査・調査状況を、厚生省、警察関係、国税庁等に質問。  
日精監、宇都宮病院問題に關し「声明」を発表。  
石川院長より精神神経学会宛に「調査団受入は辞退する旨」の回答。

59・4・4

精神神経学会、病院・地域精神医学会、日本精神科看護技術協会、日本精神医学会、ソシヤルワーカー協会、精神科作業療法協会の五団体による合同調査班一四名(病棟内には一〇名)が平畑医師の案内で病棟に入り、説明を聞いた。  
小沢克介氏(社会)衆議院法務委員会、で精神障害者の人権擁護と当該病院について、政府および関係省庁の対応をたずねた。

59・4・5

県精神衛生審定医協議会、同病院実地審査に關する鑑定の一基準をまとめた。提出する。入院を要するとしたのは、  
(1) 分裂病の場合、幻覚など一級症状が残っているか、人格的な欠陥症状があるもの、  
(2) そう癲病については、そう癲の繰り返し期間が短いもの、  
(3) アルコール中毒患者は、手の震えなどの身体症状があるか、妄想など精神症状があるものとし、また退院を促すのは、a 賞罰刑など薬物中毒患者で過去一カ月間に幻覚などの精神症状がないもの、b 病的めいについて、は、自傷他害のおそれがないもの、とされている。

# 死亡患者を違法解剖

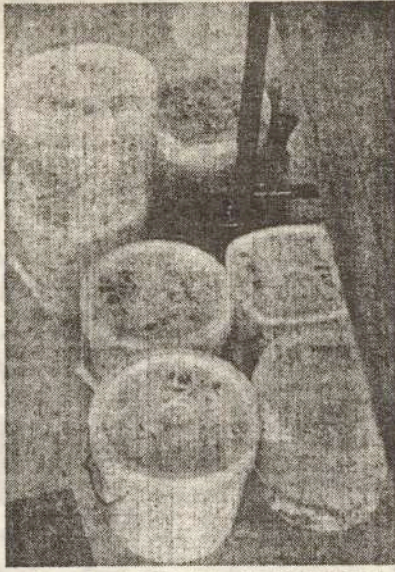
宇都宮病院

## 無資格で脳を標本に

### 看護婦らに執刀させる

患者へのリンチや酷刑が問題となっている宇都宮市の精神科病院、相模堂宇都宮病院で、石川文之通院長の指示で違法にわたって違法に、死亡した患者の頭を解剖、脳を取出して二十八年八月、明らかになった。一般病院で死体を解剖するには、死体解剖保存法に規定された資格が必要だが、石川氏にはその資格がなく、保健所の許可を受けていないにもかかわらず、看護婦やケースワーカーに執刀させていた。石川氏もこの事実を認め、自ら「相模堂」研究で東大に結びついた問題の真相が浮き彫りになった。

宇都宮病院は、石川氏が院長として、東大から「10年」の任期で、毎週土曜日の午後、宇都宮市に勤務する「1」な、と報告書にもある。石川氏の指示で、看護婦らに執刀させていた。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。



プラスチック容器にホルマリン漬けにされた患者の脳 —宇都宮市の相模堂宇都宮病院で

石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。

## 入院患者に「医療不要者」 16歳から20年も

### 県の審査

相模堂宇都宮病院は、看護婦らに執刀させていた。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。

同病室の患者について、昨年十一月に「医療不要者」の審査が行われた。この審査で、16歳から20年もの入院患者が「医療不要者」として認定された。この審査は、県の審査が行われた。

同病室の患者について、昨年十一月に「医療不要者」の審査が行われた。この審査で、16歳から20年もの入院患者が「医療不要者」として認定された。この審査は、県の審査が行われた。

## 東大医長、無届け兼業 研究会に出席して謝礼

相模堂宇都宮病院と、東大医長で、東大付属精神科の「1」な、と報告書にもある。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。石川氏は、この報告書に「1」な、と報告書にもある。

# 看護婦ら患者の脳摘出

## 違法な標本づくり

### 4655年10月か 院長ら近く告発

**疑惑**  
宇都宮病院

患者のリン子死後、無資格・乱取解剖が問題になっている。宇都宮病院(宇都宮市)で、長年にわたって解剖部を営む形のない「土」が死亡した患者の頭を解剖して脳を取出し、標本として大医大の解剖部で研究に使っていたことが明らかとなった。事泄発市報した順徳生協報は十九日、病院の立ち入り調査を行った。しかし、川文進院長や東大医大のスタッフが解剖部を指した疑いも出てきたため、同部は死体解剖保存法違反を、石川前院長を指導する方針を固めた。東大医学部の一部スタッフと順徳生協報が連携して解剖部を維持しているという状況も明らかになった。今後、解剖部を指した疑いのある東大医学部関係者の刑事責任追及の可能性も出てきた。

## 東大医学部も関係か

同部は十九日午前、宇都宮病院立ち入り調査。平畑院長と看護婦(土)ら解剖部員三人から事情聴取する一方、本館一階南側の解剖室に一階中央の採血室を調査した。この結果、少なくとも十五年十月から四十六、七体の脳摘出手術が行われたことを確認した。

事情聴取を受けた一人の看護婦(土)は、確認された四十六、七体の標本のほか、他の解剖部員(土)らによる非活動の東大医師らの指示で執刀した採血室の床に脳を標本が入ったポリ容器が積み上げられており、その数は四十六、七本あるとのうち家族同意を得て摘出手術を行ったのは十九本だけだった。――という証言を、違法な

## 平畑院長が認める 患者の脳摘出

宇都宮病院で、長年にわたって解剖部を営む形のない「土」が死亡した患者の頭を解剖して脳を取出し、標本として大医大の解剖部で研究に使っていたことが明らかとなった。事泄発市報した順徳生協報は十九日、病院の立ち入り調査を行った。しかし、川文進院長や東大医大のスタッフが解剖部を指した疑いも出てきたため、同部は死体解剖保存法違反を、石川前院長を指導する方針を固めた。東大医学部の一部スタッフと順徳生協報が連携して解剖部を維持しているという状況も明らかになった。今後、解剖部を指した疑いのある東大医学部関係者の刑事責任追及の可能性も出てきた。

宇都宮病院で、長年にわたって解剖部を営む形のない「土」が死亡した患者の頭を解剖して脳を取出し、標本として大医大の解剖部で研究に使っていたことが明らかとなった。事泄発市報した順徳生協報は十九日、病院の立ち入り調査を行った。しかし、川文進院長や東大医大のスタッフが解剖部を指した疑いも出てきたため、同部は死体解剖保存法違反を、石川前院長を指導する方針を固めた。東大医学部の一部スタッフと順徳生協報が連携して解剖部を維持しているという状況も明らかになった。今後、解剖部を指した疑いのある東大医学部関係者の刑事責任追及の可能性も出てきた。

下野 s 59・4・20

59・4・6

参議院社会労働委員会が木昭昭次氏(社会)の質問に対し、大池厚生省公衆衛生局長は、「(同病院での死亡者は五六年五八八、五七年七九八、五八年七四八、五九年三月末までに一人の計三二二人(三年三月月間)の患者が死亡した。」と答弁。

59・4・8

県警が脳液検査無資格でやっていた元患者一人を保助者法違反で逮捕。

59・4・9

同病院を六日退院した元患者、宇都宮駅で「不正乗車」をめぐって駅員を「ナタで切り付けた」事件発生。県庁内に同病院に対する「医療相談コーナー」が開設される。

59・4・10

精神科入院患者七二〇人全員に対する県の実地審査開始。二人の措置入院患者が鑑定を受け、うち一人に対し措置解除(六七%)。措置入院継続は三人。

59・4・11

無資格でレントゲン撮影をしていた看護士を診療放射線技師法違反で逮捕。二人の措置入院患者について鑑定。うち五人が「措置不要」とされる。

59・4・12

石川文之進院長、宇都宮病院院長と理事長を辞任。新院長は平畑富次郎医師。

59・4・12



院長が患者を連れ出し

東大で「症例研究会」

東大医学部の医師が、精神科から、精神科一階の医局... 宇都宮病院の院長が、精神科から、精神科一階の医局... 宇都宮病院の院長が、精神科から、精神科一階の医局...

東大の名で患者集め

指導の元教授らに「謝礼」

患者へのリンチ事件で、患者が被害者になつた... 指導の元教授らに「謝礼」... 謝礼の額は、武村教授は、武村教授は、武村教授は...

Table with 2 columns: Name and Address/Phone. Includes names like 武村教授, 池田教授, 白木教授, etc.

院長がめぐる「お」

院長がめぐる「お」... 院長がめぐる「お」... 院長がめぐる「お」...



テーフが語る宇都宮病院乱脈

テーフが語る宇都宮病院乱脈... テーフが語る宇都宮病院乱脈... テーフが語る宇都宮病院乱脈...

「研究会」で暴言連発

前院長いさめぬ同席医師

「研究会」で暴言連発... 前院長いさめぬ同席医師... 「研究会」で暴言連発... 前院長いさめぬ同席医師...

「研究会」で暴言連発... 前院長いさめぬ同席医師... 「研究会」で暴言連発... 前院長いさめぬ同席医師...

宇都宮病院 元東大医学部長 現東京醫科歯科大学教授 齋藤 隆 氏に贈与

依頼受け「秘書賞与の一部に」  
年25万円

患者へのしるしをはじめ、数々の種々な研究に携わっている齋藤隆氏と東大医学部の関係が密接化しているが、今年度は、元東大医学部長で、現東京医科歯科大学教授の齋藤隆氏を、東大医学部長から宇都宮病院の特別研究員として出向し、その特別研究員としての研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。齋藤氏は、その研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。齋藤氏は、その研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。

おかしな研究費



吉川 政己 院長

石川は三十七年ごろから、精神科医としての知識を身に付け、秋元隆夫・東大教授(当時)の許可を得て東大医学部へ通い始め、医学部付属脳神経研究所に出向した。同所長の教授だった原田氏と井上英二・現名誉教授、武村信雄助教

授の二名を求め、石川自身「東大の脳神経科で研究費を学内から捻出すべてを私に渡して」とと東大の脳神経科を退任した。

また、宇都宮病院では、石川が院長になった四十六年五月、前職時代の研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。

吉川氏は、若年野郎の研究で知られる。東大の教授から、付年七月から、齋藤隆氏の特別研究員として出向した。同所長の教授だった原田氏と井上英二・現名誉教授、武村信雄助教

「秘書のボーナスの取扱を」といいたい。石川は、前職時代の研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。

「病院管理口出せぬ」

「秘書のボーナスの取扱を」といいたい。石川は、前職時代の研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。

「どうなっか、石川と知ったか。」と、石川は、前職時代の研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。

「研究費は、前職時代の研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。」

「研究費は、前職時代の研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。」

「研究費は、前職時代の研究費の半額に引き下げた研究費を、前職時代の研究費の半額に引き下げ、約25万円に引き下げた。」

# 研究室提供につられた

## パイプ役の東大講師証言

宇都宮病院  
どの癒着

### お互いにメリット

#### 研究にパソコン利用、当然

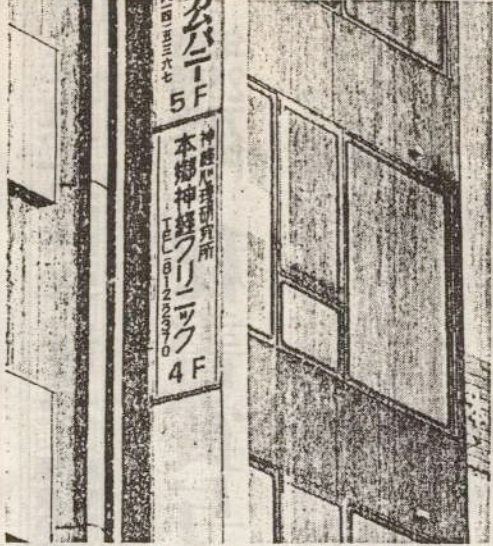
「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。



「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

「頼んだ相手が悪かった」——情報会宇都宮病院の石川文通部長(右)が、赤門近く東大前神楽坂の山先クリニックを指して「赤門の山先クリニックは、赤門の山先クリニックと東大前神楽坂山先クリニックの合併で出来た」と説明する。

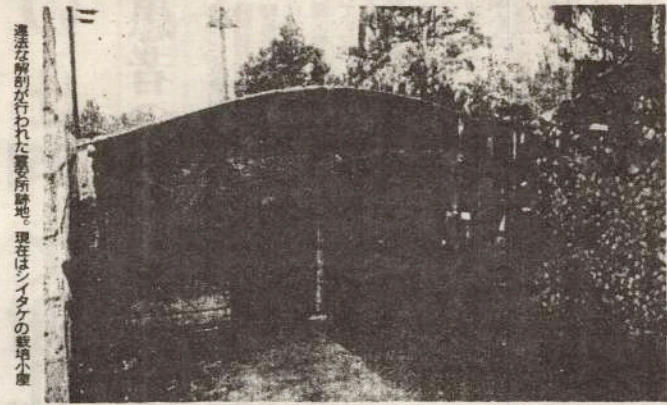


# 看護職員ら4人を起訴

## 1人は処分保留

### 物的証拠 乏しく容疑一部を暴行に

報道によります。宇都宮地検は十九日、傷害致死と傷害容疑で逮捕し、取り調べていた看護職員ら五人のうち、看護職員三人と元患者の四人を傷害致死、暴力行為等処罰法違反の罪で宇都宮地裁に起訴した。しかし傷害容疑で逮捕された看護職員一人は処分保留とし、他の看護職員ら数人も処分保留とし、職務捜査した。リンチで死亡した患者の遺体は火葬され、十時三十分の遺体の解剖もリンチと遺体の傷の因果関係を立証できなかった。物的証拠も乏しく、精神科病院内の事件という特殊事情も絡み、捜査は難航。同地検は、傷害容疑で逮捕した看護職員三人のうち二人の罪を傷害致死、暴力行為等処罰法違反の罪で起訴、一人を処分保留とすることを決定したが、同地検は「起訴するからには、有罪を勝ち取るだけの確信がある」と公判維持に自信をみせており、今後の動向が注目される。



起訴されたのは、宇都宮市（三）で傷害致死と暴力行為等処罰法違反の罪で起訴された看護職員ら五人のうち、看護職員三人と元患者の四人を傷害致死、暴力行為等処罰法違反の罪で宇都宮地裁に起訴した。しかし傷害容疑で逮捕された看護職員一人は処分保留とし、他の看護職員ら数人も処分保留とし、職務捜査した。リンチで死亡した患者の遺体は火葬され、十時三十分の遺体の解剖もリンチと遺体の傷の因果関係を立証できなかった。物的証拠も乏しく、精神科病院内の事件という特殊事情も絡み、捜査は難航。同地検は、傷害容疑で逮捕した看護職員三人のうち二人の罪を傷害致死、暴力行為等処罰法違反の罪で起訴、一人を処分保留とすることを決定したが、同地検は「起訴するからには、有罪を勝ち取るだけの確信がある」と公判維持に自信をみせており、今後の動向が注目される。

### リンチと死亡の因果関係はある

十二月の事件が起訴の形跡で、傷害容疑から暴力行為等処罰法の適用が切り捨てられたことについて、同地検の坂山隆二検事長は「事件発生直後の時間が長かったことについては、暴力を振るった部分やそれまでの暴力の回数など、証拠が豊富で、因果関係を確定することが難しかったことを説明した。警察の捜査段階でも、傷害致死容疑で着手したが、薬を投与して遺体を固定しても傷害致死容疑が立証できず、傷害罪に切り替えただけに捜査の難しさを察している。暴行に加わったとされる容疑については、開行経緯を説明しないこと、後遺症が自立的である。一方、四月の事件は発生から二年も過ぎ、薬を受けたとされる遺体は火葬され、暴行に使用したとされる金網パイプも回収されていないなど有力な物証がほとんどない中での起訴だった。しかし同地検は「当時、テカカによる心臓病と診断が出ているが、医学的に検討、捜査した結果、起訴事実が固まった」と公判維持に自信を寄せた。Aさんがリンチに死んだから死にまで四時間短く、リンチと死亡に因果関係が認められる。カカと看護職員からAさんは死する前日まで健康体であり、突然の死は極めて不自然な多くの看護職員が、検察ら三人がAさんを金網パイプでめった打ちなどしているのを目撃し、三人も事実を認めている」が挙げられている。

59・4・17

実地審査の中間報告、八七名の措置入院患者が鑑定を受け、五九名（六八％）が「措置不要」、うち九名が「通院治療が相当」とされた。

報徳会系の東京・本郷クリニク（山村双葉所長、九日付で保健所に病院を出していたことが明らかになる。また石川前院長が経営する大恵会石川病院分院（内科系五八床）も近く廃院になることが判明。

59・4・18

県衛生環境部同病院を立ち入り、死亡した患者を病院職員が無資格で解剖して脳をとりだしていたことが明らかになる。この脳は、標本として東大医学部教育らの研究につかっていた。

59・4・19

四月と二月リンチ殺人事件の容疑者元看護職員ら四人を傷害致死、暴力行為等処罰法違反の罪で宇都宮地裁に起訴

59・4・24

作業療法で患者に生産させていた米を病院職員に売却していた事実も発見

59・4・25

石川文之進前院長逮捕









# 起訴事実認める

で院長  
初公判  
石川前

宇都宮病院事件

## 法律犯し増収図る

### 検察は追起訴の方針

報徳会宇都宮病院（平畑次郎院長）の乱費事件で保釈補助看護婦違法受診を四つの罪で起訴された院長、石川文之進被告と宇都宮市紙上町の初公判が五日、宇都宮地裁（藤井登喜夫裁判長）で開かれ、石川被告は起訴事実を全面的に認めた。検察側の冒険陳述は、法律を犯しても収入を増大を図る石川被告の無様な経営方針が初めて法廷で明らかにされた。弁護側は検察側が提出した五百七十二頁による膨大な証拠をすべて認め、早期起訴を目指す姿勢を見せたが、検察側は追起訴の方針を示し、弁護側の思惑通りにいくことが微妙な情勢だ。石川被告は閉廷後、保釈申請したが、この日は認められなかった。

### 保釈申請は保留に

石川被告が起訴された四つ、金儲け違法の各罪。そのうち、肉體主任を起したり、直の罪は、保釈法のほか、診察状を偽ると、石川被告は、入部者や看護婦が無資格であることを知りながら、やがて、エクス線検査を主任



宇都宮地裁へ向うため宇都宮署を出る石川文之進被告（五日午前八時五分）

30 石川被告初公判

石川被告は、保釈所の許可を得ないで、看護婦と共謀し、昨年二月から一月までに、同病院に入院患者に死した六人の患者から脳を摘出した。また、石川被告は、宇都宮市内、奥内五所にある水田で作業療法を施して患者に痛を作らせ、昨年一月から今年三月まで収獲金のうち四千五百元を私的に違法に没収した。

冒険陳述は、四つの罪を犯す旨となつた石川被告の経営方針が示された。それによつて、石川被告が三十六年に宇都宮病院を開設、四十六年に院長になつてからの規模の拡大で検収金の増大を図るの経営方針を、二罪を摘発の柱とした。このため、毎年ごとに新

しい網羅を設計したが、正準備（土）の資格を備わらなかつた、定年制の短縮や中年の職を確保して人件費の抑制に努めた。

例へば、元大院長であるII保釈看護婦を逮捕後、起訴猶予し、IIは無資格であるにもかかわらず、IIを承認し、「退院させないで」などして無理やり施設検査をやらせ、しかも一日六人のノルマを課した。また、前日にふらふら、肉體主任に「学生になんでもさせる」と指示し、無資格の看護助手は「給料を払っていないが」として無資格診察を強制するなど、法律を無視して患者を犠牲に徹底的に利用する石川被告の「金儲け」が明らかになった。

「ヤミの販賣」は、収獲金は患者の給食費などの名目だったが、実際には当初は保釈所の許可を得ていたのに、途中から許可を受けないまま

ま、しかも医師の立ち会いもなかつた（土）に任せるといふ石川被告のルーズな一面が浮き彫りにされた。

検察側は被告人の供述調書など五百七十二頁の証拠を裁判所に提出し、弁護側は次回公判で情状証人を立てる意向を示した。一方、検察側は興奮が収まらなかつた。また処分を決めないで付添い看護婦の詐欺を八つの罪について「追起訴を志している」と今後の方針を示した。

弁護側はいずれも具体的に被害者のいない形式犯であるとして石川被告が「病院の改善に向けて努力した面もある」として執行猶予を主張する構えである。これに対し、検察側は「提出した証拠で立証した」と「有罪」に自信を見せ、上で、裁判所が罰金を決定する直前に行われる論旨求刑公判では「細かい事実

を述べて、厳しめにする」としており、公判の成り行きが注目される。次回公判は九月十三日午前十時から開かれる予定。

下野 s59・7・6

### 解説

石川被告が書 筆付きの判決を得るには詐欺罪に問われ、如 欺で起訴されないことが不可分が決まらなかつた。この罪のうち、特に二千五百五十万円に上る付添い看護婦の詐欺の起訴、不起訴の決定が今後の裁判に大きな影響を与えよう。

国と興かき支払われ付添い看護婦が多くて、も患者二人を見ることが、拘留期間中、一度も保釈申請条件なのに、石川被告は看護婦を一人に、石川被告が反省していることを裁判官に見せていた。このうち、石川被告の弁護人である高田浩二（東京）は、石川被告が執行猶予を執行する。この日の初公判では検察側

提出の五百七十二頁の証拠は、加わればは別だ。だから弁護側は法廷で検察側との「綱引き」を続けてきた。「詐欺」を続けてきた。から出た食料費に支払い、一四〇石川被告のフトコロや病院の経理には入っていない」といふのが、分、初公判の五日までに起訴されなかつた。検察側が詐欺の取扱いについてより慎重な態度で臨んでいる様子があつた。

（平田滋）

### 詐欺不起訴なら執行猶予

「リンチ死」事件第2回公判

鑑定書採用も2人同意せず

石川前院長尋問へ

報復等都宮病院で入院者リンチを加えたとして傷害致死罪を問われている同病院看護職員ら四被告の第...

因果関係は依然留保

患者のリンチ死で宇都宮病院公判

検察側から申請された証拠... 医大の上山太郎教授作成の...

則ち鑑定書を作成した上山... 三日、証人尋問されることに...

橋本被告の弁護人がいずれも... 石川文彦進前院長を証人申請...

下野 s59・7・11

59・10・18 第五回公判

石川文彦進前院長、前回に続き証人と... 出廷。弁護側は、病院の経営方針...

冒頭陳述の骨子

【被告人の身上経歴】 宇都宮市沼野町で特定郵便局... 長岡の長男として生まれた...

【被告人の身上経歴】 たものが五十六年十一月には、増員して三十人とし、「学生に...

【被告人の身上経歴】 五十五年十一月、さらに他の... 進行課士は全く知識がなかった...

【被告人の身上経歴】 五十五年十一月、さらに他の... 進行課士は全く知識がなかった...

【被告人の身上経歴】 五十五年十一月、さらに他の... 進行課士は全く知識がなかった...

【被告人の身上経歴】 五十五年十一月、さらに他の... 進行課士は全く知識がなかった...

【被告人の身上経歴】 五十五年十一月、さらに他の... 進行課士は全く知識がなかった...



# 宇都宮病院公判で地裁

## 石川被告、リンチ死否定

### 証人「死因、薬による突然死」

報徳会宇都宮病院の乱葬事件で、リンチで入院患者Aさん(当時31歳)を死なせたとして懲罰致死罪などに問われている弁護側が、秋原久之被告(29)の第四回公判が、宇都宮地裁(藤井義夫裁判長)で開かれ、無罪判決確定で公判の宇都宮病院院長、石川文之通被告(56)が弁護側証人として出廷した。石川被告は「Aさんの死因は尚解



証言を終え、宇都宮地裁を出る石川文之被告

# 採用証拠を鑑定 上山

石川被告はAさんの死因について「年間CP(クロルプロマジン)を中心に精神薬を大量に投与してきた。副作用として体に過剰な量が入り、血圧が低下したため投与を中止したが、体内に薬物が残り、突然死した」と説明し、体中のどこにも傷や薬の痕跡はなかったと述べ、石川被告自身が作成した死因診断書に誤りのないことを強調した。

石川被告は「心臓病」で死亡したと主張しているが、検察側は「心臓病」による突然死との記載がないのは「学会は病状と死との関係は否定的な説明だから」と説明した。

だが、前回提出された「Aさんの死因」に関する説明は「Aさんの胸部や背中に青あざがあった」「死因にリンチは関係ない」として、石川被告の証言と検察側のAさんのリンチ死を示した上山教授の鑑定書が、この日の公判で証拠採用された。

石川被告は宇都宮病院の看護体制について「看護職員は少ないと思っていたが、無資格の看護生も含めれば足りていた」「医師不足の指摘を真から受けたが、私一人で一人の患者全員の症状や生活環境を覚えていく」と聞き直りとも取れる証言をした。しかし、弁護側から具体的に患者の症状や、生活環境を聞かれる場面は結末の場面も、弁護側の「風に入院不要と判定された患者を退院させない方針を取っていたのではないかと」の問いや「石川被告

自身、ゴルフクラブで患者を感傷したり、たいたとは「ないか」との問いには「本人の質問には答えられない」と「言葉を荒らげ、社員を」にらみつける場面もあった。

第五回公判は十八日午後一時十五分、引き続き石川文之被告の弁護側主尋問と、検察側の反対尋問が行われる。

下野 59・10・3

60・124 第八回公判

秋山洋一県精神衛生協会会長が証言。宇都宮病院は、マンモスで、たいへんな患者が多く、職員が少なく、と印象を述べる。事件に対しては、前会長が「宇都宮病院が問題を起したら、お手上げだ。」と言っていたが、全く信じられない、と証言。また、宇都宮病院名で、東京都内の病院に「アル中患者歓迎します」という内容のチラシが回ったことがある、と指摘。

60・2・19 第九回公判

情状証人として、被告たちの、母・父妻が証言。「家では、病院のことや、仕事についてはあまり語らなかったし、聞きもしなかった。」と各証人答える。

# 宇都宮病院事件論告求刑

## 類例ない悪質医療

### 背景に利益第一主義

報徳宇都宮病院の乱事事件で、保健補助産婦人科長を四つの罪に問われている前院長、石川文彦被告（以下、石川）の論告求刑が十四日、宇都宮地裁（藤井登夫裁判長）で開かれた。勸で石川被告は起訴事実をすべて認め、「宇都宮醫院社会的要求にふさわしい」「無資格者は作業療法」の旨あり、危険性はなかった。など情状を強調し、罪を減らした。この日の公判で検察側は「事件の背景には医師としてのモラルの欠如と利第一主義があった」と情状の脈を「こじつけすぎない」として否定。その上で、「他に類例のない悪質な医療」と決めつけ懲役一年六月を求刑した。二十一日に最終弁論が行われ、四月ごろには判決が言い渡される見通し。

# 石川被告に懲役1年6月

## 検察、情状すべて否定

起訴事実には保健補助産婦人科長一違反。護国法、診療放射線技術及び診療エックス線技術法、死体は五十八年から五十九年三月アルコール中退入院中の患者の保存法、食料管理の各一、無資格者の看護助手二十三人と無資格の職員に臨



報道陣が待ち受ける中、井藤士とともに大型専用車で宇都宮地裁に着いた石川文彦被告

九人に延べ六百二十四回の注影をさせた。さらに保健所の許可を得ないで、死した

患者の六人体から髪を摘出し、作業療法と称し患者に作らせた米四・五を約百三十四万円で違法に売却した。裁判で石川被告は「宇都宮病院長は自己の利益を図る目的はなく、社会的要求にこたえてきたはずはない。作業療法のうち施設検査と心臓図検査は知的レベルの高い検査で、適切な作業がなく、やむを得なかった。精神科医資格保持者職員の使用に際し、宇都宮病院もむ

に切り下げ、自ら有資格者を確保したと主張する余地があることを強調した。この日の論告求刑公判で、検察側は「いずれも事実に反すると真っ向から対立した。またその病院経営の表態について、石川被告は院長に就任したところから収容患者の増加による保険収入の増大を商業的に結集、五十五年十七億円だった診療報酬が五十九年には二十四億円（見込み）まで伸び、石川一俵に毎年一億五千万円前後の役員報酬をもたらし、と真相を説明。従って、「石川被告は自己の利益のために病院を経営したものであり、社会的要求を何の関心もないと決めつけた。この作業療法については「精神科患者は治らない」との観点から病院長の大部分を行わせ、脳検査も心臓図検査も最初から患者に無理やり行われたもので、患者現（へっし）の態度がわかかわれる」と厳しく論評。③の無資格診療は、支出を抑えようとした石川被告が突然、六十歳定年制を五十歳

破、心臓検査、レントゲン撮影をさせた。さらに保健所の許可を得ないで、死した

「解説」 前院長、刑罰を請求すれば、原告とする注目の論告求刑は懲役一年六月が求められた。騒がれた判には「軽」の感想が物議を醸した。聞かれたがリンチ死や傷害について別の裁判で四人の罪

士らが救われている。被告が「きたとの被告、井藤側の起訴された保護法、食料法など四つの罪を台詞でも最高刑は懲役三年、このうち、最も重い罪は「ぼんち」とする検察側の反論を裁判所がどう判断するかである。

井藤側は懲役十年以上、刑罰を「付き添い看護料」の詐欺容疑が起訴された。昨年十一月の段階で、「執行猶予が付くのは確実。場合によっては罰金刑も」と罰刑を争い、宇都宮病院経営、診療一切から手が引くことが「類例のない悪質な医療」の責任の取り方もしれない。（半田悠）

「検察の反論」 どう判断 事犯（論告文）を突き起した院長の唯一の責任の取り方もしれない。（半田悠）

十四日、宇都宮地裁であった  
控訴会宇都宮事件の前庭長  
石川文之進持論を対する論  
告要旨は次の通り。

【両隣争の要旨】 被告人  
石川は本館の建設に伴う  
入金金の取立を、早期に  
借金金五円を出すと、ハッ  
パをかり、原告に託して、

から始めるべきと、両隣の  
指導の下で被告が土を築き  
た。そして、五十八年度は  
利益一億二千万をあげ、  
被告人は、妻、長女、長男  
名義で役員として、五十九  
年度期計一億四千五百円を  
取り、両隣被告人が一、二  
人、一歩人であるとして、  
いる通り、被告人の個人利益  
も増すべきであり、「自己

の利益を図る目的はなく、た  
だ社会的要求に充てた」と  
の主張は理由がない。  
【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、  
【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、

【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、

【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、

### 論告要旨

【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、



朝日 60・2・15 (朝)

### 宇都宮病院 の公判結審

## 十分反省と弁護側 「社会への貢献」も主張

【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、

# 判断 どう 情状



石川文之進被告

【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、

【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、

【作偽法の要旨】 作偽  
法は刑法の一種で、患者の  
社会的同一性の回復を目的  
としている。単独で自主性  
を行使するべきであり、

● 石川文之進 公判経過 ●

59・7・5 第一回公判

59・9・13 第二回公判

武村信義東大医学部助教授が、弁護側  
証人として出席。「石川被告は、どの  
病院でも引き受けたがらない犯罪者や  
中毒患者をよく引き受けてくれた。」  
と社会的に貢献したことを証言。

# 石川被告に実刑1年

## 営利第一主義と断罪

### 無資格診療、積極的に強要

### 厳しく「猶予なし相当」

宇都宮地裁

報徳会宇都宮病院の乱事件で、保健補助産科看護士法違反など四つの罪に問われている前院長、石川文之進被告。宇都宮市甲上町の判決公判が二十日、宇都宮地裁で開かれ、藤井登英裁判長は「無資格診療事件の背景には、病院を基とする一方、有資格者を極力抑え、収入の増大を図ろうとする営利第一主義があった。被告は医師としてのモラルを欠いている」と厳罰の主張を全面的に認め、保健補助産科看護士法違反一年と各罪の法違反で罰金十万円（求刑後）一年六月の実刑判決を言い渡した。

石川被告は弁護側は「他の病院引き受けられない業務中毒の患者を受け入れた」と情状面強く訴え執行猶予付の判決または罰金刑を強していたが、藤井裁判長は「被告は有資格者を抑えても、患者の利益を無視した悪質な重大な事件であり、執行猶予は付けないのが相当」と実刑選択の理由を述べた。無資格診療医師が裁判判決を受けかねる面を初めて、石川被告は判決を不服して即日控訴するとともに、保釈金十三万円を納め、開廷から約一週間後に保釈された。



藤井登英裁判長

## 判決に不服、即日控訴

初判以来、石川被告は起訴事実をすべて認めていたため有罪判決は確視されていたが、石川被告の病院運営の姿勢をめぐって藤井、井藤双方が鋭く対立、裁判所の判断が注目されていた。

藤井裁判長は石川被告の病院経営について二十六年の経験当初から二十二年の大病院を自任し、入院患者を確保することで保険料収入の増大を図ったと営利第一主義を認め、井藤側の「宇都宮病院の経営は自己の利益を図る目的ではなく、社会的要求にたよって適当な」との主張を退けた。

また判決は「人件費を極力抑えようとした結果、有資格者の採用を控える一方、高給者の昇給を停止させ、低給者で雇える若い無資格者を積極的に採用した」と、営利第一主義の延長線上に無資格診療事件があったと指摘した。

石川被告が患者に行われた無資格の聴取検査と心電図検査については「患者が断っているのに、退院させない」として

### 治療者の責任問う

「解説」 無資格の看護士や患者を無目的に向かっただけで進歩する過程で出費を抑えようとする条に「監禁」に、宇都宮地裁は藤井裁判長は「実刑の厳しさを示した。保釈者法違反を診察放射線技術師法及び診療工法違反として法違反で初められた（厳罰裁断）。判決は今回の事件の重大性を石川被告の医師としてのモラルの欠如を示している。

藤井裁判長は事件の背景となった石川被告の病院経営について「当初から二十二年の大病院の大規模な経営を自任し、保険料収入の増大を図った」と述べた。

石川被告は判決後、宇都宮市に保護所へ収監された。井藤士が自ら控訴手続きとも保釈申請を行い、午後二時、千三百万円の保釈金を納め再び保釈された。

石川被告は判決後、宇都宮市に保護所へ収監された。井藤士が自ら控訴手続きとも保釈申請を行い、午後二時、千三百万円の保釈金を納め再び保釈された。



裁判判決後、保釈を認められて宇都宮市保護所を出る石川文之進被告（中央）午後一時

59・11・29 第四回公判

井藤側被告人質問、作業療法を正當化。また、薬物中毒の患者増加という社会的情勢を説明し、ほとんどの病院が引き受けられないといった患者を入院させていた同病院の貢献を訴える。



# 判決理由要旨

公訴事実自体は被告人の認めるところであり、証拠上も明らかである。しかし被告人及び弁護人は、情状面で精神医療に特有な種々の問題を擁護し、有利な主張や弁解をしているので、本件の状況についての裁判所の見解を述べる。

一、(被告人の略歴、宇都宮病院設立の経緯等は省略)

被告人は、当初から病床数一〇〇〇床に達する大病院をめざし、精神医療関係の大学の設立まで考え、その資金確保をも目的として、病院収入の大半を占める保険料収入の増大をはかり、病棟の新築等の施設の拡充と併行して入院患者の獲得に努め、許可病床数は昭和四六年の三七五が五八年には九二〇となつたほか、無許可病床を作り、他方では一般の病院が受入れを渋る薬物中毒患者なども積極的に引き受けるなどして、許可病床数を越える患者を収容し、これに伴い、保険料収入は二期のとおりに逐年増加し、昭和五八年度には二二億円に達したが、病棟新築等に巨費を投じた関係もあって、経費殊に人件費を極力節減しようとし、昭和五二年ころから具給をできるだけ低く抑え、五五年ころからは、正・准看護等有資格者の採用を抑え、若くて低給で働ける無資格者を、働きながら院内の准看護学校で資格が取れるとのキャッチフレーズのもとに積極的に採用し、五六年には昇給停止年令の引下げを行うなどし、このような方針を取った結果として、前記のような患者数は急増したのに、有資格看護職員数は六〇名前後を低迷し、いわゆる法定充足率は昭和五八年一月現在で三八・七パーセントにまで低下した。その必然的な帰結として、無資格者にも有資格者と同様の診療補助行為をさせることとなり、被告人は有資格者の病棟主任等に、「助手に何でも教えて使え。」と事あるごとに指示し、助手に対しては、「どんどん

く、被告人は有資格者確保の努力を放棄したのみか、むしろ人件費節減のため敢て有資格者を減らす方針を取っていたと認められる。被告人及び家族らの給与、役員報酬等の額(昭和五八年度これらの合計は二億円を超える。)から見れば、有資格者をもっと多く採用することが経営上困難であったとも考えられない。

右のような方針は医療における物的側面を偏重し、人的側面の重要性を省みないもので、営利第一主義との非難も、的外れとはおもわれない。

無資格者にX線検査を担当させたことについては、右と同様の非難があてはまる。

二、作業療法の必要性、有効性は広く承認されているところである。しかし、宇都宮病院における被告人のいう作業療法士がいけない点はともかくとしても、計画的にもなく、経過の観察評価の記録も殆どない等、昭和三六年九月一日厚生事務次官通知の趣旨から隔ること遠いものであり、殊に、本来正規の職員に相当させるべき病棟業務等を、僅少な作業員で患者に代替せよとさせるのは、右次官通知の趣旨に反する「使役」にほかならない。更に脳波・心電図検査等を、作業療法の名の下に患者に命じ、命ぜられた患者の中には、

「患者が患者を診るなんてできない。」(まことに素朴かつ正当な言い分である。)と辞退しようとした者もあったのに、「やらないなら退院させない。」とまで言って強要した点は、医師としてのモラルを欠いた言動判断の所為であり、病院職員を使用した無資格診療よりも、違法の程度は一段と重い。また、被告人がゴルフの練習で打ったボールを作業療法と称して拾わせるなどは、患者の人格無視の姿勢を如実に示すものである。

仕事を覚えて、何でもやれ。」と指示し、現場からの、「せめてもう少し資格者を増やしてほしい。」という声に殆ど耳をかさず、その結果全一七病棟で広汎かつ日常的に無資格診療がまん延するに至ったものと認められる。資格者を確保することは一般病院でも容易ではなく、殊に精神病院ではその傾向が強いのは事実であるが、本件無資格診療は、右のような事情のみからおこなわれたものではない。

三、最高の責任者であり指導監督者である被告人の右のような姿勢態度は看護職員に反映し、手不足や職員個人の資質とも相まって職員間でも患者に対する人間愛の視点かともすれば等閑にふされ、「患者は危険で扱い難い。」という視点はかりが強調され、患者に対する暴力支配の傾向を生み、日頃患者が職員に対し畏怖感を抱くという異常な状況を作り出した。別件傷害致死事件は、いわばその頂点に位置するものである。

右別件については、もとよりここで詳しく言及すべきかぎりではないが、起訴された看護職員らは、いずれも患者に対する暴行の事実そのものは争っていないのである。病人を預り治療すべき病院として、まことにあるまじきことであり、被告人の監督責任も重大であつて、単に「道義的責任」というだけでは済まされず、本件においても、右のような意味で量刑上重要な要素として考慮せざるを得ない。

四、無許可死体解剖(隠蔽)も、被告人の右のような患者に対する姿勢の延長線上の事件といえる。遺族の承諾だけは得てあるとはいへ、何ら正規の教育訓練を受けていない看護職員、果てはケースワーカーの女性にまでまかせ切りで解剖させ、被告人ら医師は解剖に立会つてさえない。摘出した脳の保存も(本件起訴分はともかく)かつては甚だ不完全であつた。死者本人や遺族に対する礼を失ふること甚だしいといわねばならない。

五、小山クリニクが無資格診療の摘発は、被告人にとって反省の好機であつた筈であるのに、当面を罪証隠滅工作で糊塗しようとしたのみで、抜本的改善策を全く取っていない点も、遺憾というほかない。

六、本件の各種無資格診療行為は、患者に現実の危害を及ぼしたことはなく、その危険もなかつたという主張もあるが、本件で第一に責められるべきは、法が医療従事者について国家公認の資格要件を定めているゆえんについて全く思いを致さず、かくも広汎に無資格者を使用していた節度の無さ、医の倫理の欠如なのである。なお無資格者の本件各種行為が、主張されているほどに全く安全であるとも考えられない。記録上は重大明白な医療

事故があつたことは認められないが、不幸の幸いというべきである。

七、本件により、いまだにとかく偏見もつてみられがちな精神病院一般に対する社会的信用を一挙に失墜させる結果となつたことも、到底看過することができない。

八、被告人が、他の病院が受け入れない薬物患者を受け入れたり、論文発表、専門研究者に対する症例提供を熱心に行つたりして、それなりの社会的貢献をしたことは、これを否定するものではない。また本件公訴事実を認め、ぼう大な証拠書類の取り調べにも同意したこと、院長、理事長等の役割をすべて担ひ、一応の社会的制約をも受けていることなども参酌すべきである。しかし以上のように、被告人側の主張弁解を参酌しつつ検討しても、本件は医療の物的側面のみを優先し、人的側面を甚だしく軽視し、患者の人格を無視した医師としてあるまじき行為であり、まことに特異かつ重大な事案であるとの感が深く、叙上の情状を酌んで執行猶予を付することが、社会の健全な正義、倫理の観念に照らし、許容されるところの結論に到達するに至らない。実刑により、被告人に更に真、な反省の機会を与え、かつ社会への警鐘とするほかないと思料される。

九、食料法違反については、同法の趣旨、最近の運用状況等をも考慮し、罰金刑によるを相当と認める。



# 偏見と金も受け主義 癒着

## 宇都宮病院事件の背景

患者のリンチ死や自殺騒ぎが繰り返された精神科宇都宮病院事件は、五百、前院長の石川文雄（左）に対する初公判が宇都宮地裁で開かれ、舞台を法廷に移す。患者の人身を無視した病棟内の流弊に因果、重大、自虐大との感嘆を、わが国の精神医療の根柢をも揺るがす問題が次々と浮き上がった。他の精神科病院の不祥事も相次いで露化し、波紋は広がりにつづき、事件の全容を振り返り、改めてその背景をさぐってみたい。

### 17の罪名

三月十四日の患者リンチ死事件の報道を機に現地に乗り出した榎木典壽は、これまで宇都宮病院と石川前院長、職員による事件発覚後、榎木典壽が立ち入り調査した時点で、患者は約九

## 「患者集め」許す結果に

### 密室性の打破こそ急務

で立件し、石を投げた人を逮捕、延べ百十一人を逮捕した。医師一人、看護婦一人、事務員一人、計四人で、適正審判の四回しか開いて責任を問われた。石を投げたといふは、医師と看護婦が逮捕されたのは四月二十五日、無資格診療、死に傷の脳力と患者を抑えつけようとする、患者を扱う無資格診療に及んだ、といふ。

### 「及腰行政」

なほ、このように結果を論ずる事件が起きたのか—第一、同病棟の密室性を打破される。同病棟では、たんに患者の身の中に入れておき、患者の身はほとんど外へ出さなかった。昨年四月のリンチ死、患者の一人が同年九月、必死に抜け出し朝日新聞社に通報するまで、やみの中に隠されていた。「通信・面会の自由を確立しなければ、第二、第三の宇都宮病院事件が必ず繰り返される」と、患者救済運動を進める第二東京弁護士会の戸塚俊明弁護士は強調する。

### 「家族の苦悶」

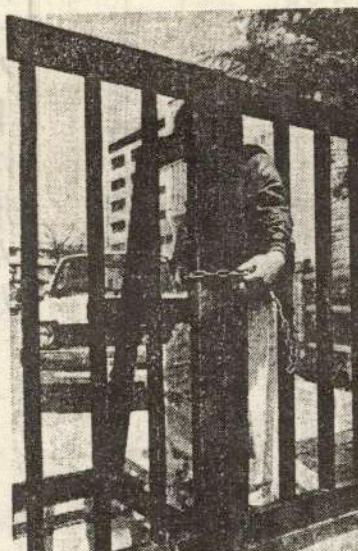
今回の事件は、精神科患者の家族が抱える苦悶の要を改めて浮き彫りにした。同病棟事件発生後には、宇都宮病院関係者から「家族の苦悶を軽減する」ことが、保身所職員やケースワーカーは打ち明ける。やむを得ず「ワパ捨て」をもとめられた家族の要請で、石川の金もろけ主義が合致したところ、宇都宮病院が生まれたといえるのではないかと、

かえると心配するのだ。「家族から見放され、他の病棟も嫌がると引き取ってくれた。その意味で、正直に便利に死なせてくれた」と、保身所職員やケースワーカーは打ち明ける。やむを得ず「ワパ捨て」をもとめられた家族の要請で、石川の金もろけ主義が合致したところ、宇都宮病院が生まれたといえるのではないかと、

### 宇都宮病院事件一覽

事件	罪名	被疑者(人数)	内容	処分
4月事件	傷害致死	3	58年4月24日、入院患者を金属パイプなどで乱打、死亡させた	公判中
12月事件	暴力法違反(集団暴行)	7	58年12月30日、入院患者を集団で暴行。患者は翌31日、静脈リウマチ破裂で死亡	公判中
アイアン事件	傷害など	3	石川がアイアンクラブで患者を殴打。患者の告訴3件	未定
その他事件	暴行など	11	看護職員らが、患者に殴るけるなどの暴行、計4件	未定
無資格診療	無資格診療	50	無資格の職員、患者に脳波、心電図、レントゲン撮影、注射などを日常的に行っていた。58年1月からこれまでに計3千余回行った。計3千余回	未定
脳活法摘出	死体解剖保存法違反	5	死亡患者の脳を無資格で解剖、ホルマリン漬けて標本にした	未定
看護料不正請求	有印私文書偽造、同行使	19	偽造した患者の付き添い看護料1650万円を福祉事務所からたまし取った。計7件	未定
リンチ隠し	証拠隠滅、医師法違反(カルテ不実記載)	3	12月事件を隠すため、カルテにニセの症状を書き加えた	未定
無資格隠し	証拠隠滅	1	榎木典壽前院長補佐が、昨年10月、無資格診療の証拠と知り、業務日報を隠した	未定
違法病棟	医療法違反	1+	知事の認可を受けずに、倉庫、職員宿舍などを病棟として使用	未定

※印は石川前院長が関与したとされた事件。ほかにヤミ米、違法建築、無資格ボイラー、動物虐待も



精神科病院の密室性を象徴するような鉄網—宇都宮市陽南4丁目4の報徳会宇都宮病院正門で



ハイライト 牛乳

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「飯室」の目録は、朝食後の首  
導人の指示で始まる。「四二」  
の患者は、千人ほど、比較的体  
力のありまなデルコル中母  
の患者が多い。山辺と同じま  
にして、ある者は、エンス通り、  
ある者は、脚指と持ち場を振  
り分けられる。

作業開始は午前八時、昼食の  
一時間を挟んで午後四時まで  
「土木作業」が続く。看護人は  
「現場監督」み  
たいなものだ。  
もっとも患者の  
中にも「朝方」  
みないものが、  
て、ほかの患者  
にあれこれ指  
示する。

作業を終えた  
後にもうなるハ  
イライト一箱と牛乳、毎日入れ  
の解凍なんぐいませんよ、毎  
かく湯煎でね、土曜日の本館と  
される。

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

ければ、「明細書」を首せられ  
たこともない。五十八年四月の  
退院時にも何も取り取らなかつ  
た。

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

作業療法

基礎事から始め  
てコンクリートの修  
造りまで、橋、山  
辺らの「作業療法」  
によって、現在病院  
の中心にある噴水池  
は完成した。「古い  
木造二階建ての病棟  
があったんだけど、  
こいつも患者が解体  
の間では知らぬがいないほど  
有名人、ある病棟はここに  
ていて、院内作業は、給食ま  
いに始まって、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

報徳会宇都宮病院  
鉄格子の医療

第一部 荒れる病棟

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

必要に感じ患者動員

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

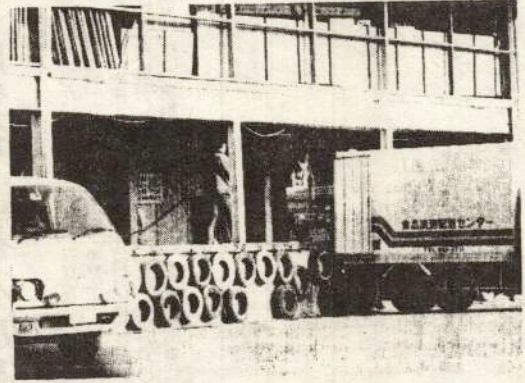
「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、

「山辺、まよおは池の互行  
け。五十七年一月のある日  
閉鎖病棟から西園一階の「作業  
病棟」に移された山辺も、



患者を動かしていた報徳冷凍冷蔵庫 (宇都宮市原坂町)

下野 s 59・4・26

鉄格子の医療——報徳会宇都宮病院  
栃木県 下野新聞社、精神医療取材班によ  
り同新聞に連載された。  
第一部、荒れる病棟 第二部、野望の構図  
第三部、遠い出口と構成され、連載は三三回  
にわたった。

# 4. 厚生省の動き (1)

## 疑惑の死亡例認める

精神病院の 参院予算委で厚生省  
リンチ事件

「精神病院のリンチ事件」が、参院予算委員会で、厚生省の対応が厳しく追及された。厚生省は、リンチ事件が、精神病患者の死亡原因の一つとして、疑念を抱かせるものがあるとして、調査結果を明らかにした。

この事件は、精神病患者の死亡原因の一つとして、疑念を抱かせるものがあるとして、調査結果を明らかにした。厚生省は、リンチ事件が、精神病患者の死亡原因の一つとして、疑念を抱かせるものがあるとして、調査結果を明らかにした。

朝日 s 59・3・16

## 19人事故死の可能性

宇都宮病院 厚生省が調査結果  
入院患者

大日の参院決算委員会、厚生省の対応が厳しく追及された。厚生省は、リンチ事件が、精神病患者の死亡原因の一つとして、疑念を抱かせるものがあるとして、調査結果を明らかにした。

この事件は、精神病患者の死亡原因の一つとして、疑念を抱かせるものがあるとして、調査結果を明らかにした。厚生省は、リンチ事件が、精神病患者の死亡原因の一つとして、疑念を抱かせるものがあるとして、調査結果を明らかにした。

朝日 s 59・4・16 (夕)

## 精神病院乱脈医療防止へ

厚生省 患者の処遇で新指針

厚生省は、精神病患者の処遇を改善するため、新指針を制定した。この指針は、精神病患者の権利を尊重し、適切な医療を提供することを目的としている。

下野 s 59・5・26

## 厚生省

# 患者の人権尊重を

## 精神病院不祥事で通知

「精神病院に対する指導」に関する通知が、厚生省から各都道府県に送られた。この通知は、精神病患者の人権を尊重し、適切な医療を提供することを目的としている。

また、入院患者が自傷他害の恐れがある場合は、直ちに医師の指示に従って適切な処置を講ずることが求められている。

このほか、通知では、入院患者の処遇を改善するための具体的な指針が示されている。

下野 s 59・6・23

厚生省は、二十日、宇都宮市の報徳会宇都宮病院、群馬県の田中病院各精神病院をめぐり、不祥事に関する通知を出した。

# 人権面の配慮手厚く

精神病患者  
対策

## 「宇都宮病院」教訓に

### 措置入院鑑定を徹底

厚生省

国連や法律家団体から人権侵害を指摘されている精神病患者対策として厚生省は二十八日、強制入院患者に対する精神衛生鑑定法の診療を六十年度から徹底し、回復が認められれば場合の退院措置など人権面の配慮を手厚くすることにした。合わせて在宅ケアやナイトケア、さらに通院患者のレハビリテーション、施設や患者の社会復帰対策を強化する方針。

精神病患者は毎年五千人前後増加しており、現在三十五万人のうち自分に備をつけた人、他人に危害を及ぼす恐れがあるを認められた二割については政府による措置入院が、また一割については保護観察者の同意を経て入院手続き(同意入院)が取られるている。

いずれも強制入院、隔離を基本としており、同意入院も委員が今月「日本の精神病患者の取り扱いには人権侵害」と指摘しほか、先の報道委員が「同意入院」が取り戻されたことについて、また軽度の患者対策として、民間社会出てレハビリを行い、夜間だけ病院で治療を受けるナイトケア部門や「全国精神障害者家族会」を導いた在宅ケアを充実させる方針。

特にナイトケア部は六十年度に全十五カ所、六十二年度には各都道府県に各一カ所を精神科病棟に設置、通院患者が職業訓練を行うための訓練(受け入れ事業所)への補助事業も拡充する方針で、これの予備として厚生省は六十年度の概算要求に約十億円を盛り込んだ。

下野 s59・8・29

## 精神病患者の人権擁護

### ガイドライン設定へ

厚生省が  
検討委発足

厚生省は民間化している精神病患者の人権擁護のため、入院患者の処遇に関するガイドラインを設けること、決めた。十三日、その作成検討委員会(座長、岡上和雄・国立精神衛生研究所社会復帰相談部長)を發足させたこと、第一回会合を開いた。

こうしたガイドラインが設定されるのは、わが国は初めて。検討委員会は十一月までに指針案を厚生省に提出し、同省は公衆衛生審議会の審議を経て来春には各都道府県に対し指針を指導する方針。

この日招いた検討委員会のメンバーは岡上座長ら十五人。精神科専門家一人のほか、患者側を代表して全国精神障害者家族会の滝沢武久事務局長、法律専門家として町野明上智大法学部教授らを加わった。

初会合の日は当面、検討委員会を「作業部会」「連絡・調査」「関係機関・保護」の三分科に分け、それぞれ十一月までに二回の会合を重ね、指針案をまとめることとした。

これを受けて検討委員会も、作業部会分科会は、患者を強制的に労働させさせている、と批判の高い作業療法が治療の枠を超えない、具体的なチェックポイントをまとめ、関係機関・保護分科会では、病院内の患者の行動について、現場の医療関係者が人権尊重の枠を逸脱しないような基準をまとめる方針。

厚生省は検討委員会のガイドライン案がまとまり次第、その内容について「日本精神障害者協会」「日本精神衛生協会」「日本精神科医会」など関係団体と調整した上で、年度内に各都道府県を通じて、精神科入院患者の処遇改善を徹底したい意向。

わが国の精神衛生法は強制入院、隔離を基本としており、現在三十四万人の患者のうち自分に備をつけた人、他人に危害を及ぼす恐れがあるを認められた二割については政府による措置入院が、また一割については保護観察者の同意を経て入院手続き(同意入院)が取られるている。

委員会で米国の団体が日本の精神衛生法を世界人権宣言に違反している、と批判したが、国際法律委員会(CJ)本部ジュネーブも精神病患者の人権保護を日本に勧告していた。

厚生省は、今回のガイドライン設定と合わせ、来年度からは精神衛生鑑定法にも入院患者の診察を徹底、回復が認められれば場合の退院措置などを進める方針で、内外の強い批判に対し、より精神衛生法の本格的見直しを断り出した形といえる。

下野 s59・9・14



# 措置患者12人も「蒸発」

宇都宮 病院 県の実地審査で判明

宇都宮市の権堂宮都高野院（六月以内）にされている措置患者は「自傷他害の措置入院患者に対する栃木県衛生課部の実地審査が二十七日終わったが、二十八日になつて百七十三人いるはずの措置患者が、実態には百六十一人しかいなかったことが明らかになった。判明側が知事の許可なしに仮退院させた、同入院院に切り替えをしていかなければならぬ、今日二日に死した措置患者の一人は届けがまだ、改め措置、監督に当たる県治療に当たる病院の責任が示された。

数々のなかつた十二人の内訳は、県の社会課のため、精神衛生法（知事の許可を受け

飯沼院は三月の四人、四月十三日の四人で、この十三日に一死して届け出があつた。残る一人は二十八日に退院した。保健予防課は「事前に届け出たが、知事の許可を受けずに退院させた。また、二人の患者の同入院院に切り替えは三月十一日に行われたが、県への届け出は四月の十三日だ。

患者一人の死は四月一日、四十三日に措置入院した。山形市の五十歳の男性で、四十九人がこの措置入院患者で、九十八人、措置入院患者で、これは、この届け出た措置入院患者だ。

朝日 559・4・29 (朝)

## 同意入院患者の460人対象

26日 からの 県の実地審査

宇都宮病院

報徳会宇都宮病院（宇都宮 次部長）の同意入院患者に 対しては初めての県の実地審査（精神再鑑定）が、二十六日から始まる。期間は二月を越える見込み。この審査で 退院患者はさらに大幅に増えることが予想されるが、同病 院を退院した患者は四人だ。 これまでに殺人、傷害事件起 こしてあり、今後は退院患者 のアフターケア問題がさらにクローズアップされることにな る。

対象となる同意入院患者 は、一般内科、結核と精神科 との合併症患者を含めた約四 百六十人で、審査は先月の措置 入院（強制入院）患者に対す る手順と同様、二人の鑑定 医が一人の患者を別々に鑑 定する。それぞれの鑑定医が一 問は患者と話し合う中で 「入院継続」「退院治療」入 院・退院の必要なし」などを 判定する。県に多少の審査 費で、病状の進展具合が著し いと判断されれば退院とし

入院に切り替えることもあ り得る、という。 初日の二十日は同病院側 が着目して七部局を代表する 七人の鑑定医が患者十人程度 を判定する。この結果、入院 の必要がなくなり、分かれは知事 の必要がないと分れば知事 は精神衛生法三七条に基づ き、退院を命ずることができ る。 県はこれまで百六十一人の 措置入院患者に実地審査を 行い、百四十四人の措置入院 者を退院とし

下野 559・6・24

# 来月中に「案」提示か

宇都宮病院理事長 石川院長 新問題で

# 乱診乱療に陳謝

県が初の 悪評の解消を 事情聴取



県職員から事情を聴かれる石川院長（正面右）

この日は午前十一時五分、 石川院長がサトウ夫人の運 転する乗用車で、一足踏く宇 都宮市の県職員会館駐車場に 到着。だが、北入り口の特 ち受けた報道陣の発見は、 徳予防部長、岩谷、同課 長、増して会館入口まで、 長崎、高久利、同課精神 衛生部長、山中、一、医療 部長が出席した。 県側が平畑院長でなく石川 院長を呼んだのは、社団法人 である同病院の社員（出資 者）九人が石川一院占めら れ、病院の運営を左右でき る社員の中心的存在が石川 院長とみられるからだ。 事情聴取は「報徳会宇都宮病 院をどう再建するか」とい う点に絞られた。 冒頭、鈴木部長が「いまに 医療従事者が不足し、適正な 医療提供が整わないが、これ は悪い評判がたつたため、 病院再建のためには、世間に 謝られるよう早急に理事会 を開き、乱診乱療のイメージ を少しでもおしよめ、こゝ が欠かせない」と指摘。石 川院長は「私のやってきた 病院運営と監督で、大差違を かけ申し訳なく思っている」と謙遜な態度をみせ、前 新案の件は「よく分かりまし た」と答えたという。批判に耐

えられる理事長と石川 川一院を維持することだが、 同部長によると「石川院長 は一族が運賃を強奪するに 関した様子はあてはまらな かった」といふ。 同病院の理事会刷新問題 は、県議会の衛生課長常 任委員会がその事情がら が指摘された。

下野 559・9・28

# 精神病院問題を諮問

## 県地方精神衛生審議会 適切な医療環境探る

推挙弘之・知事職務代理者 長・秋山洋一両氏に  
 (副知事)は九日の記者会見  
 で、定期医療監視が終わり予  
 二月中に精神衛生法に基づく  
 立、県地方精神衛生審議会(会)ら  
 かにした。県内では無資格

# 武村氏は含まれず

院新  
 宮事  
 宇の  
 案提出  
 石川一族から2人

報告会都立病院(平畑高  
 次郎院)の理事会刷新問題  
 で、県との折衝は出たとい  
 る。同病院の高田治・顧問井  
 土は十七日、七月初旬に保  
 釈された船長の石川文彦



理事刷新案を打診する宇都宮病院の高田治・顧問井土(右端)

被告を交えて作成し同  
 新案鈴木本義(衛生環境  
 部長)示し、了承できるか  
 うかがった。  
 関係者によると、新案は  
 理事八人、監事一人の九人現  
 在石川一族四人で、一族か  
 らは石川被告の義兄である内  
 科医が理事長に就任し、男  
 が理事に入る見通し。石川被  
 告と深いつながりが指摘さ  
 れ、東大医学部三局から嚴重  
 注意処分を受けて同医学部を  
 辞任した武村昌義(前助教授  
 五)の理事入りは、直前に  
 なって見送られた。  
 県は、この刷新案を受け入れ  
 るかどうか、同病院の社員総  
 会などの手続を待たず、な  
 ら来月中旬にも結論を出す  
 県内にも特に異論はないこと  
 から、大筋でのまの刷新  
 とは多量が大きい。  
 高田井土が鈴木部長に示  
 したところによると、理事長  
 には石川被告の義兄東京・  
 渋谷区医師会長の広瀬正義氏  
 を迎える意向、その他の理事

名は明らかにしてないが、  
 関係者の話を総合すると、理  
 事として平畑高次郎院長、高  
 田井土、石川被告の顧問文  
 三郎氏、さらに長女の未婚  
 者である会社役員、元経  
 役員、平畑院の友人の俳人  
 東京保健監察局長(法務省O  
 B)人が加わるとい  
 う。  
 去る十七日から同病院の非  
 常勤となった武村氏の  
 理事入りは、県の水面下の  
 指導もあり急きょ取りやめ  
 た。た平畑院長が七十九歳  
 と高齢であるため、一年前後  
 の短期間で武村氏が理事とな  
 り院長に就く可能性はある。  
 刷新案では、前副衛生研究  
 所長で五十七年木に退職した  
 同病院医師の被辺部氏が県の  
 O B 数人、理事会入りを働  
 き掛けた経緯があるが、今回  
 は県O B のほか被辺氏自身の  
 理事会入りも見送られた。  
 刷新案は栃木県精神衛生協  
 会(秋山洋一会長)の関係者  
 が「患者の診療方針はするが  
 病院再建は協力できない」

として理事会入りを目指し、こ  
 のため、高田井土を中心と  
 した法曹関係者が進ま  
 っているが、折衝を終えた高田井土は  
 記者団の質問に入らずに  
 流動的だが、早ければ来月中  
 にも理事の登記をしい」と  
 したうえで、武村氏について  
 「ほかから引っぱられる境界  
 的な字者」と採算した。一方、  
 鈴木部長は石川一族の理事会  
 入りに至っては心を縛ない  
 との判断を示した。

諮問は初めて

同審議会は、精神衛生法十  
 七条規定に基づき精神医学に  
 関し学識経験のある医師、学  
 識経験者、裁判官、保健など  
 十八で構成され、委員は知事  
 が三年ごとに任命し毎年一  
 回、審議を開いている。

審議会では、この事件の背景分  
 析のための医療機関としての県  
 立岡本台病院の機能充実(東)  
 立岡本台病院の整備(薬物中毒  
 患者の収容)と各病院の機能  
 分担(病床数の再検討)が  
 課題になるとみられる。県は、  
 審議会で特に患者の声を反映  
 できるように努めることと  
 患者の人権を守り、精神医療  
 をガラス張りにしていく考え  
 県内で起きた一連の精神病  
 院の事件では、報告会手  
 都立病院の場合、患者へのリ  
 ンチ行為、乱診乱薬、でたら  
 めな経費が表面化した。特  
 には極端な医療スタッフ不  
 足のまま、ほかの病院が備  
 るセルコール・背せい剤など  
 薬物中毒患者を積極的に受け  
 入れてきた事実がある。また  
 菊池病院、聖十字病院の場合  
 も規模こそ小さいものの患者  
 の扱いに配慮を欠いていた。  
 医師、看護婦(士)の不足や  
 患者の詰め込み、無資格診療  
 など(は定期医療監視でチェッ  
 クされるべきだった)の反省  
 点が挙げられている。

下野 s 59・10・10

下野 s 59・10・28





# 弁護士の調査拒否

## 宇都宮 院長、応対にも出ず

患者への手帳や無資格 二東京弁護士会の戸塚朝樹弁護士が明らかになった宇都宮市 市三入が二十三日、東京高等 裁判所の「補正命令」を不服する 宇都宮病院（石川文之雄院 長）の患者等に動いている第 川崎氏は応対にも出ず、調査を 拒否こそ、宇都宮病院の密室

# 患者の人身保護請求

## きょう弁護士結成、面会

宇都宮病院問題に取組ん ている東京弁護士会、戸 塚朝樹弁護士、宇都宮 市三入が二十三日、東京高等 裁判所の「補正命令」を不服する 宇都宮病院（石川文之雄院 長）の患者等に動いている第 川崎氏は応対にも出ず、調査を 拒否こそ、宇都宮病院の密室

# 15人の患者訴訟へ

## 人身 保護 弁護士が面会、確認

宇都宮病院の入院患者 身保護請求の訴訟を提起し 者が廿二日拘束された。こ の下、東京弁護士会の戸 塚朝樹弁護士が中心とな った面会の意思を確認して 結成した「人身保護請求 件弁護士（兼山水樹団長） の二十七日、同病 院の患者十七人と面会、うち 十五人弁護士依頼の意思が あることを確認した。このた め同弁護士は今月中にも、裁 判所に人身保護法に基づいて 訴訟を提起する。同病院内に 入院する際、法的に適正な 手続きを経なければならぬ 病院内に不当に長期入院さ せられていたかどを調査す る。宇都宮地裁が東京高等 裁判所に人身保護請求し、患 者の自由を確保する」といふ。

性患者の人身保護の請求を示 した。宇都宮市古任町に、患者に 対して人身保護の手続きを希望 するからか、同病院長、被告する ことになった。宇都宮市は調査 を拒否する病院を行政指導する よう、保健生業部に求めた が、「所員のこと」と拒否した。宇都宮市は二十三日、同病 院に法的指導すべき立場である と、それを怠ったのは、調査 を拒否した病院と同罪だと述 べた。

## 宇都宮病院

# 患者の転、退院に同意

## 弁護士、申し立て取り下げ

宇都宮病院の入院患者 身保護請求の訴訟を提起し 者が廿二日拘束された。こ の下、東京弁護士会の戸 塚朝樹弁護士が中心とな った面会の意思を確認して 結成した「人身保護請求 件弁護士（兼山水樹団長） の二十七日、同病 院の患者十七人と面会、うち 十五人弁護士依頼の意思が あることを確認した。このた め同弁護士は今月中にも、裁 判所に人身保護法に基づいて 訴訟を提起する。同病院内に 入院する際、法的に適正な 手続きを経なければならぬ 病院内に不当に長期入院さ せられていたかどを調査す る。宇都宮地裁が東京高等 裁判所に人身保護請求し、患 者の自由を確保する」といふ。

# 精神医療人権基金を設立へ

## 東京 第二弁護士会ら

報徳会宇都宮病院事件など を契機に精神医療の制度的改 革の必要性が指摘されてい る。東京第二弁護士会の人 権基金は二十七日、同会 のメンバーが中心となり精 神医療の人権保護活動のた め「精神医療人権基金」を 新たに設立することを明らかに した。この基金は自らの財 源の充実に、法律改革の ための活動に、幅広い活動を 展開していく考えだ。同会 は、宇都宮病院事件を契機 として、同基金の設立に努め たい。同基金の設立に努め たい。同基金の設立に努め たい。

下野 59・10・28

# 第二東京弁護士会の動き

下野 59・7・12



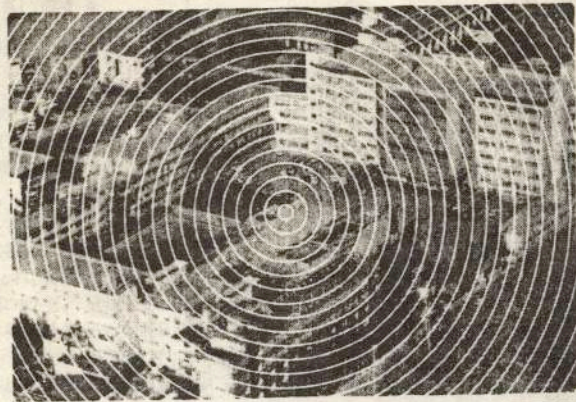
# 「人権規約の侵害と告発」

国連委で国際団体

## 日本の精神医療

### 宇都宮病院を例にとる

【ジュネーブ二十五日共同通信電】「日本では多数の精神障害者が異常に長期に入院拘禁され、虐害や薬品乱用で死する患者も出るなど、重大な国際人権規約の侵害がなされている。」ジュネーブで開かれている国連人権小委員会で二十日、国際的な権威の国連人権委員会（本部）ニューヨークの「二ナ・シニア」代表が厳しく批判した。報告は、宇都宮病院の患者虐待事件で一端を見せた日本の精神医療の実態は、欧米の現行水準や国連人権小委員会が近頃採る国際基準に比べ、精神障害者の権利の面で大きく劣っていると、国連人権小委員会の政府側報告に目撃されている。



国連人権小委員会が訪問した宇都宮病院

「二ナ・シニア氏は報告で」といって異常な長期の拘禁され、ひどく精神病院に拘禁され、患者も犠牲も出るなど、重大な国際人権規約の侵害がなされている。報告は、宇都宮病院の患者虐待事件で一端を見せた日本の精神医療の実態は、欧米の現行水準や国連人権小委員会が近頃採る国際基準に比べ、精神障害者の権利の面で大きく劣っていると、国連人権小委員会の政府側報告に目撃されている。

さらに宇都宮病院の患者虐待事件を紹介して、政府は報道機関が虐待死の事実を報道するまで実態を隠してきたことが指摘された。日本政府は市民への説明と虐待、非人間的な取り扱い、不当な拘禁を禁止した国際人権規約の条約上の義務を履行していないと批判した。

国際人権連盟は米自中人権協会（会員約十万人）や日本の自中入権協会を主として西側諸国の法律家の人権擁護組織が加盟する国際団体で国際法律家委員会と並んで国連

人権擁護活動を支える最も有力な国際非政府組織である。今回の人権小委員会の報告は宇都宮病院事件に端を発した戸塚悦明弁護士はじめ自中入権協会からの報告に基づき、本部検討を重ね、また、

「広く知られた意義は大きい」と、戸塚悦明弁護士の話。欧米に比べて日本での精神障害者の取り扱いがどれほどひどいのか、その実態が国際的にはほとんど知られていなかった。今回、国連人権小委員会の取り扱いは明らかになった。意義は大きい。人権小委員会は、進んでいる精神障害者の保護に関する国際基準決定のためにも貢献しよう。精神障害者の強制入院や拘禁の権限は、英国では精神衛生委員会、米国では裁判所が決定し、患者とその弁護士は協議を唱え、被害する権利が制度的に保障されている。国連基準ではそのような制度的保障がさらに明確に要求される。日本政府も人

### 宇都宮病院の悲劇防げ

### 患者の人権擁護を

### 国際法律家委、日本に勧告

【ジュネーブ二十日共同】国際的に権威の高い法律家の人権擁護組織、国際法律家委員会（I.C.J.、本部）ジュネーブは、このほど、日本での精神患者の人権問題について報告書をまとめた。精神衛生法に基づき患者の強制入院入院権限が人権侵害の恐れがあるとして、英国の精神健康法に基くような権限ある独立審査機関を設置するよう勧告した。I.C.J.はこの勧告を中絶措置に留めて送った。

報告書は最近の宇都宮病院の患者虐待事件に関する日本の新聞報道を法律家たちからの報告、論文を基にI.C.J.本部検討し、まとめた。

この報告書は宇都宮の患者虐待事件を詳しく検討し、医療行政当局が精神病院の状態をチェックせず、患者虐待を防止するための独立した権限ある監視機関がないことなど、ある事件を生んだと指摘している。

他の多くの精神病院で患者が強制入院の過程に監視されるなど、身体的虐待や薬品の乱用が行われ、十分な治療を

え与えられていないところもあるという井澤士郎の報告も紹介している。

また一九七五年以降の日本での精神病患者の増加にも注目、技術革新をはじめ急速な変化についてゆけず精神障害を患った人々に対して、社会や家族が「精神病院への閉じ込めが手軽な解決手段と考える」ことが一つの理由ではないかとあてられている。

精神病院の多くが個人経営で民間病院であるため、経営者が患者を「面談簿」とみなして収入源の患者を退院させたがらない危険性も指摘している。

そして日本の精神衛生法について①強制入院の法的決定、患者が不服を申し立てる権利、入院継続の必要判断する定期的な審査（リビュ）について制度的な取り決めがない、②入院が必要だと判断する権限がある病院の数がしばしば不適格——と批判している。

下野 s59・7・22

下野 s59・8・17

「野村廉氏」の精神治療の功績をめぐって、福岡家裁の寺嶋正吾氏と、厚生省健康長の野村廉氏との対談が、朝日新聞に掲載された。野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。

野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。

### 3局長通知の効果期待

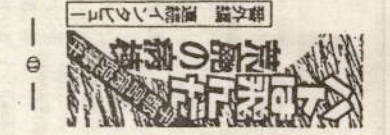
野村 廉氏



### 密室性の打破に最大限努力

精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。

野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。

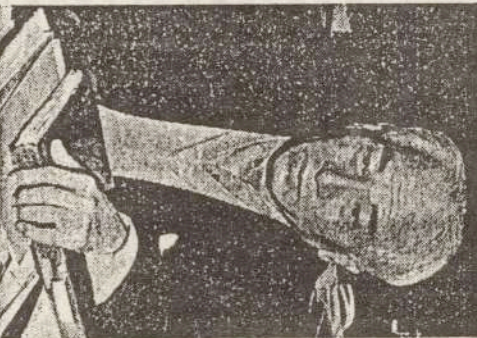


精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。

野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。

### 欧米と比べ立ち遅れ

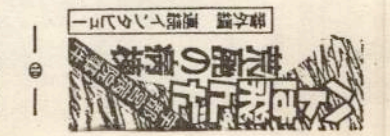
寺嶋 正吾氏



### 非入院治療・地域医療が大勢

精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。

野村氏は、精神治療の重要性を説き、社会復帰の促進に努めている。寺嶋氏は、裁判官としての立場から、精神治療の効果を評価している。





# 55. 声 「精神病者に扉を閉ざすな」

## —— 全家連

### 論点

昨今、心の病や精神障害者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。この風潮は、精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。この風潮は、精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。

### 精神病者に扉を閉ざすな

#### 帰れる家、働ける仕事を

久武 滝  
たき たく



金国精神障害者救済会事務局長

多岐にわたる精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。この風潮は、精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。

## 論壇



青木 薫久

日弁連の永敷敬司氏は、精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。この風潮は、精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。

### 強制入院治療は制限を

#### 精神障害者の人権保障の第一歩

地球ではなほ、まことに人間の自由と人権の保障が、精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。この風潮は、精神病者に閉ざす扉を閉ざすという風潮が、マスコミを巻き込んで、世に蔓延している。

日本精神医学士会  
医師と法曹の会  
精神科医



### 病院の無法を許したものの

「オレも分岐に付いて、ハッハッハ、金ボツともいっから落ちた」  
「頭がわかんねと長びこぶシヨンと入られちやぞ、病棟はどいかに？ 頭もち割られたか。」

これは、報徳会都高病院の石文彦通前院長が、患者に付いて録音させた自分の診察室裏の二コマである。入院患者のリンチ死まで引き起こしたこの病院の暴力的な運営、裁判的な体質が、このほど明らかになるべくされている。

その石川前院長に対し、宇都宮都高が二十一日、懲役一年、罰金十万円の実刑を言い渡した。判決は「患者の人格を侮辱した被告の姿勢、職員が病者の暴力支配の傾向を生んだと厳しく批判している。

だが、多くの入院患者の人生が数字の向こうで台なしにされたことについての重大な責任問題はまた残されている。  
まずなによりも、宇都宮病院の自衛隊経営最中にわたって見ぬフリをしてきた行政当局の責任である。  
宇都宮病院は、二十四年前、五十七床の小さな精神病院として出発した。それがみるみる

ふくれ上がり、最盛期九百八十床、年間十三億円となった。院長一家の給与、報酬は年間一億円に達した。  
いまの日本の医療報酬体系は、良心的にわれはるは精神病院の経営は苦しくなるといわれている。

医師や看護者を増やして手厚い医療を施し、食事やレクリエーションを充実すれば出費が増える。薬や検査を必要とするだけに、ため、病院がよくなりたてい過ぎれば収入が減少。患者の過剰な職業も住宅や生活がいにまで負担を配れば出費はさらに増え、赤字経営間違いないのである。

一方、宇都宮病院のように、医師、看護者を減らし、患者をこき使い、検査せぬし、食事の量を減らし、患者の心はヒンパネし、入院させた後幾何年も閉ざさない方針をとれば、経営者は何億という報酬を得ることが出来る。事件発覚後、百人を超える入院患者が夫は入院不要、九人は退院の必要もないとわかった。  
このように第一主義をすれば、患者は病院から逃げ出なくなる。それを防ぐために鉄格子と暴力が不可欠になる。

報徳会等は、十年以上前から県庁や保健所、福祉事務所、県精神衛生センターに寄せられていた。この四十年間だけでも四十九件のほろ。しかし、病院側の説明をのみにし、患者の訴えは無視され続けた。

年一回の立入り調査も、一月前には病院に通知して準備させておかない方式がとられた。看護者が大幅に足りないことを知りながら採算度々と許可した。福祉事務所は、患者を病室での診察へと送った。

院内の懇話会に出席し、病室にハグをつける役割を果した東大の副院長の罪も深い。副院長のような院長の輪をしかることは、患者を病室での診察へと送った。

患者へのリンチ行為や乱暴診察が勃発した宇都宮市の精神病院、報徳会宇都宮病院の石川文彦・前院長が逮捕された。無資格の職員や元患者らに検査注射をさせた容疑だが、心や体をいすはすの病棟をこれほどまで荒廃させた院長の責任は極めて重い。  
宇都宮病院の病棟は深い。患者をもうけの材料としか見ない病院の体質に、行政の貧困、学者の無責任、家族の厄介、社会の偏

もせず、患者をこの病院に送りこんでいた。宇都宮病院のなまのまのまにしているもついでに、私たちが一人ひとりの心に響かせる無責任な、無情なものである。

自分や家族は精神病やアル中患者になはすがない、自分には無関係、と思っている。そしてこの病室にかかっている人々のどこかで眠っている。そんな一人ひとりの愛護が、行政当局の怠慢を助長しているのではないだろうか。

いまだ精神病院にいるほんごの人が、かつては「精神病院とは二階建てと備信していた人たちであることを忘れてはならない。

風が結びついて、荒れ果てた精神病棟を生んだとみることも出来る。  
このような事件は、例外的なものといえるだろうか。もちろん、苦勞をして良心的な医療を進めている施設もあるが、日本の精神医療には、第一、第三の宇都宮都高を誘発する構造的欠陥が潜んでいようと思われる。  
精神衛生法とすれば、自衛隊のおそれがある認められた場合は、本の意思に反し

て「措置入院」させられ、病院によつて行動の制限を受けることになっている。それだけに、患者の人権を守るためには、最大限の配慮をしなければならぬ。

現実には、必要以上に患者を閉じ込めて、人間のなれいを欠く実態を生んでいる。日本の精神病院の入院日数は平均五百二十日。措置入院となっても七年にも及ぶ。家族から患者を隔離し、入院料で稼ぐ病院はなっているからである。

宇都宮病院は、貧弱なスタッフのまま、ほかの病院がいやがるアルコール・覚せい剤中毒患者を積極的に受け入れてきた。それが、患者の閉じ込め、無資格診察、患者へのリンチ事件へとつながった。

乱暴診察を激化させたのは、行政の責任である。事件発覚後に行われている宇都宮病院の表地毒に上れば、七割の患者が必要もないのに措置入院させられていた。医師、看護士の不足も患者の詰め込みは、事前の監視でチェックされるべきだった。なれ合いを排した精神病院の監視体制を求めたい。  
患者の声を耳を貸す制度も必要である。医療、福祉関係から構成される地方精神衛生審議会を充実させて、患者の人権を守り精神医療を力強く振起する第三の精神衛生機関にするのも、一つの方法であろう。  
入院患者を解放しただけでは何の解決にも

ならない。大切なのは、病室を出たからの病室の管理と社会復帰の対策である。この面があまりにも貧弱なことに、精神病患者による手紙まじりの原因がある。

まず、通院（デイ・ケア）の診療報酬を上げることによって、入院中心主義から開放医療への切り替えていへべきである。そして、日帰り治療も職業訓練を受け持つ中間施設をもっと充実してほしい。  
アルコール中毒は、早く適切な治療をすれば治るのに、手を付いた民間の診療所が回復を待っている。国の責任で早急な各地に治療センターを設置することを願う。

今回の事件で感じるのは、院長の眼もさるべきから、それを許してきた宇都宮の精神科医たちの責任の重さである。宇都宮病院は東大の生たちを看板に使い、先生たちは自らの病院の対象として患者を利用して来た。この荒廃のりを知らなかった、ですらうか。ここに至るまで精神医療にも自衛隊力がなかったのは悲しいことである。

今後、精神衛生をかえした老人が確保にふえていく。精神医療の立て直しには、行政も業界も力を傾けてもらいたい。しかし、この問題の医療面の充実だけでは対処できそうにない。病室を持った患者を温かくバックアップする体制を社会全体が持たなければならぬのではないだろうか。

### 精神医療の荒廃を救え

だれのための医学研究か

精神医療の発展を待ち出した種崎幸平... 精神科医の発展を待ち出した種崎幸平... 精神科医の発展を待ち出した種崎幸平...

い、療養の目的は患者にある、療養は当然... 療養の目的は患者にある、療養は当然... 療養の目的は患者にある、療養は当然...

社説

精神医療を見直す契機に

大隈退任の噂、種崎幸平... 大隈退任の噂、種崎幸平... 大隈退任の噂、種崎幸平...

下で行われてきた数々の権限侵害... 下で行われてきた数々の権限侵害... 下で行われてきた数々の権限侵害...



相沢 宏 邦\*

精神医療関係5団体は、去る4月4日、調査団を組織して宇都宮病院の調査を行った。調査団の構成は、病院・地域精神医学会、日本精神神経学会、日本精神科看護技術協会、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、精神科作業療法協会の5団体、14名より成っている。本学会からは広田理事長、相沢理事、野村評議員、横川会員が参加して、調査団長は日本精神神経学会の中山宏太郎氏に依頼した。調査に先立って中山団長と広田理事長は、宇都宮病院平畑富次郎医師と面談し、調査団の受け入れに当たっては次の条件で行うことが申しあわれた。

1. 患者、職員に関するデータは病院側で整え提出する。
2. 業務内容など細かい資料は司法当局におさえられており、今回は提出出来ない。しかし、捜査が一段落した時点で希望があれば再調査に応ずる。
3. 職員、患者への直接質問は動揺が大きいため差しひかえてほしい。
4. 従って、今回の調査は予備調査とする。

以上の中合せに従って10人の調査団員が病棟に入った。

病院の正門から見た病院全体の印象は、9,100坪の敷地にコの字型に病棟が並び、病棟に囲まれた広い空間はコンクリートが敷きつめられ、門を入った左手と、新館、南病棟の前には、池や花壇が造成されているとは云うものの、全体の中で浮き上がった違和感を与える寒々とした雰囲気である。

右手にある本館は昭和57年に出来た建物で7階建てである。1階は事務室、薬局待合フロアーなどがあり、他の病院と同じ構造になっていた。2階は医局、検査室などが並んでいたが、医局は狭くこの大病院に机は4つ並んでいるに過ぎなかった。3階は作業棟と称していたが、広い空間があるのみで作業の行なわれていた痕跡はみられない。4階は老人病棟で、入院患者53名、看護婦10名、常勤医1名と説明を受けた。看護室の前のティルームに12ベッドが並び、極めて重症度の高い老人患者の治療が行なわれていた。半数の患者には鼻腔ゾンデが留置され酸素吸入が施行されていた。病室は6床で、自立歩行可能という程度の老人で占められていた。この病棟には医師当直室があった。5階は4階と全く同じ内容である。6階は軽症精神病患者のための開放病棟60床である。廊下の片側にリネンが積み重ねられており、狭い廊下を更に狭くしている。病室はビニタイルの床に薄手のカーペットが敷きつめられ、その上にマットレス、フトンがおかれていた。7階は準看護学校として利用されていた。

左手にある新館は4階建てで、1階は女子開放病棟68床である。看護婦は7名と説明を受けた。看護室前のティルームは、ソファで仕切られた半分が16床の病室として利用され、片側半分はテレビなどがおかれてあった。病室は8床と10床で本来ベットをおく部屋と思われる所に、本館6階と同じようにフトンが敷かれてあった。この1階には風呂があったが、全館共有のもので時間交代で入浴するという。2階は男子閉鎖56床、3階は女子閉鎖52床で、看護者数は夫々10名、9名という。総じて病室は一面にフトンが敷きつめられ、入口から奥の患者は他人のフトンを踏まないで寝られないようである。4階は老人病棟で42名中10名が重症患者で、処遇は本館老人病棟と同じである。

## E 資料

### 60. 報徳会宇都宮病院調査報告

南病棟は2階、3階を見たが、開放病棟と説明されたが、入棟するために解錠を必要とした。要するに患者から外出の申し出があれば鍵を開けるということらしかった。病室はベットが置かれている部屋と前記の様に床にフトンを敷いた所とがあった。

最後に西病棟1階の保護病棟を見た。全棟採光、換気が悪く、薄暗く、じっとした感じを受ける。保護室は7室で、コンクリート仕立てである。日中は開錠しているとのことで室内に患者はみられなかった。

最後に印象をまとめてみる。

1. 建物外観の立派さに比較して、内部設備は貧弱で、暗くよどんだ雰囲気である。
2. 病室以外の空間が全くないといってもよい程狭い。
3. 急速に患者がふえたために、環境整備が追いつかない。
4. 医師、看護力の圧倒的な不足。
5. 分裂病の患者は総体的に慢性患者が多く、無関心、無気力で高度のホスピタリズムが形成されていた。
6. 重症老人患者が極めて多数存在している他、身体的合併症が多い。以上

病棟	在棟者人数	看護職員	正看	準看	補助看
開放 1	36	7		4	3
開放 2	51	11		2	9
開放 3	63	11		4	7
開放 4	36	9	2	3	4
開放 5	77	7		3	4
開放 6	54	6	2	2	2
小計	317				
閉鎖 1	83	8	1	2	5
閉鎖 2(保)	18	8		5	3
閉鎖 3	71	9		5	4
閉鎖 4	49	7		5	2
閉鎖 5	45	7	1	1	5
閉鎖 6	51	8	1	5	2
閉鎖 7	51	7		3	4
小計	368				
結核病棟	46	6		5	1
内科病棟	40	8		4	4
小計	80				
総計	771名	119名	7名	53名	59名

(4月10日現在)

# 2. 声明 日本精神病院協会

日本精神病院協会 1984.4.4.2

## 声明

精神病院倫理の高揚は、日本精神病院協会が掲げる事業の最重要事項であり、その基盤の上に立って、精神医療を実践することを会員に強力に要請してきた。又、各会員も、それを根幹的信条として病院の管理運営にあたってきた。

にも拘らず、社会的に大きな疑惑をいだかせた今回の報徳会・宇都宮病院問題は誠に遺憾である。

日本精神病院協会は、問題発生以来、栃木県支部、栃木県精神衛生協会と協力して、種々調査検討してきたが、当該病院における精神医療は、現今の一般的精神医療水準とは著しく隔絶するものであると認めざるを得ない。

栃木県精神衛生協会にあつては、検討委員会を設けて、具体的な改善対策を目下鋭意検討中であり、早急に成案を得て県行政当局、当該病院に申し入れることにしている。当協会は、その検討委員会に全面的に協力し、その具体化推進のために努める用意がある。

報徳会・宇都宮病院は、今回の問題が、日本の精神科医に甚大な衝撃を与えたこと、特に民間精神病院全体へ計り知れない偏見と疑念をもたらしたことを深く陳謝しなければならぬ。そのためにも何よりも先ず、現に入院中の精神障害者に対し適切な医療を保障できるよう、過去の病院運営方針並びに体制を、あらゆる困難を排しても速やかに改善することが責務であることを銘記すべきである。

日本精神病院協会は、国民の期待にこたえるため、協会の総力をあげて、尚一層倫理の確立と精神医療の向上に努めることを表明する。

右声明する。

昭和五十九年四月二日

社団法人 日本精神病院協会

## 全会員に訴える

本年3月の新聞報道にはじまる宇都宮病院問題は、死亡事件をも含む日常的暴力行為、不法かつ長期にわたる強制入院、無資格者による医療行為、膨大な医療費の不正請求、患者所持金の横領、作業療法に名をかりた強制労働、極端な医師看護者の不足等々、入院者に対する重大な人権侵害が精神病院と称する収容施設内で行われていた事実を明らかにしました。

本学会理事会は、その恐るべき人権侵害の実態に驚くとともに、長期間にわたるこの悲惨な状況が隠蔽されてきた密室性に、ことの重大性を認めざるを得ません。問題の所在はたんに宇都宮病院医療従事者の倫理感の欠如にあるのではなく鍵と鉄格子に象徴される精神病院の拘禁性、及び通信・面会の厳しい制限下で、悲惨な処遇への異議申し立て、これに対する援助・救済の道が全くとざされてきた事実にあると確認するものであります。

本学会はこれまで、精神病院における開放処遇の手法、生活地域に目をむけた病院医療のあり方、更には地域と病院の治療的連携を中心として、会員相互の検討を行ってきました。しかし、宇都宮病院事件は、われわれの検討が必ずしも全国的に根づいていないことを明らかにしたといえましょう。

本学会理事会は今回の事件を契機に、これまでのわれわれの相互討議を更に深化すると共に、その内容を全国的に普遍化する努力をつづけるつもりであります。と同時に、入院者の通信・面会の自由、及び介護人依頼権の早急な実現を主軸とした人権擁護体制の確立を行政当局に要求しつづけるつもりであります。この点について、全会員諸氏の協力を理事会は強く訴えるものであります。

1984年6月16日

病院・地域精神医学会理事会

## 声明 全国の精神科看護者に訴える

今回の栃木・報徳会宇都宮病院看護職員によるリンチ事件の報道は、全国の精神科医に激しく、私ども精神科看護者に大きな衝撃を与えた。

この事件は単に当事者、あるいは宇都宮病院の社会的信用の失墜に留まらず、全国の看護者、全国の精神科医に対する社会の信頼を失ったものとして、私ども社団法人日本精神科看護技術協会としては、絶対に許しがたい事件である。ここに声明を發表し、我々の立場を明らかにすると共に社会の信頼に応えたい。

私どもは、昭和二十二年度協会を結成し、昭和五十一年社団法人格を取、現在二万余名の会員を擁する職能団体となり、常に看護教育を中心とする看護者の職業倫理の高揚、つとめ目的達成のための努力を重ねてきた。他方、精神科看護白書を執筆し、精神障害者への理解を広く社会に訴えてきた。また、精神衛生運動の啓蒙、精神障害者に対する偏見差別を取り除いていくため、市民向け講演会等を各地で開催してきた。

私ども協会活動は地道ではあるが、徐々に精神障害者に対しての理解も高まりつつあるとき、患者の基本的な人権、財産を守る責任にある看護者の手によって、心を病む弱い立場にある者へリンチを加え、暴行傷害致死事件等を起こしたことは協会として絶対に許さない。

今回の事件は痛やんでもあきあきであるが、さだに調査し、真相を究明する。また「看護不在の医療」と「看護体制の不備」を許して行政当局の責任と遺憾は許しがたその責任を追求するものである。日本精神科看護技術協会は、全国の精神科看護者・従事する者が、このような事件によって社会から批判を受けようとなることが、再び起こることのないようさだめいっそう努力することを、ここに誓ひて声明するものである。

昭和五十九年四月二十日

社団法人 日本精神科看護技術協会

### 宇都宮病院についての見解 精神障害者の人権擁護のために

いま、わが国で全社会的な問題となつてゐる宇都宮病院事件は、精神障害者差別にもとづく悲惨な人権じゅうりん行為が、精神医療の名において大規模に合理化されて存在し続けてきたことを語つてゐる。たしかにこれは、極端な事例であるが、残念ながらわが国の精神医療の現状では決して偶発事とはいへないものである。

われわれはここに、宇都宮病院問題の根本的解決を求め続けると同時に、これを契機にこのような人権じゅうりんを生み出す土壌を、精神医療から徹底的に駆逐してゆかなくてはならないと考える。

(1) 報徳会宇都宮病院における人権じゅうりんの構造は重層的である。傷害等にまでいたる徹底的な暴力支配、不当な長期拘禁、使役としての強制労働、生保日用品費の設備費等への流用、不法手続に基づく強制入院、決定的な医療スタッフ不足の暴力支配と患者使役による充たなど、同病院に見られる諸問題は根深い。だがこれらにはつきよく、精神衛生法によつて守られてゐる精神医療の密着性・強制性を背景に、精神障害者を徹底的に蔑視・差別し、在院者の隷屬化・商品化を極限まで追求することにより、徹底的な医療不在の恐怖支配と取算の場としての精神病院体制を完成させたものといえよう。そしてこうした取算を基盤に、報徳会は巨大なコンツェルンとも称される経済帝国をきざき上げていつたの

である。

ところでこのような宇都宮病院の体質は、同時にそれがいわば関東地区における私的保安処分施設として、積極的な存在意義をかちえていたことと表裏の関係にある。つまり同病院は、関東地区におけるいわゆる「こまった患者」を積極的に引き受けることにより、「こまり者」を排除しようとする社会的要請に応え、それを助長し、精神医療を社会治安の道具に望みしめたのである。こうしてこの病院は、関東地区における「必要不可欠な」悪徳病院に準保安処分施設として、自らを上げていつたのである。

であるからこそ、同病院の非人道的性は単なる個別的結合をこえて、県行政ならびに警察からの積極的容認をえていつたのである。そしてまた一方、同病院が東京大学の一部における研究至上主義と結合し、それにより権威づけられていつた点も重要である。

こうした宇都宮病院の存在は、決して偶然ではない。それは、精神障害者に対する差別・強制を中心とする現行の精神衛生法を背景に、精神医療を社会治安の具にしよとする保安処分の潮流により促進され、そして人権軽視の福祉行政により支援されていつた過言ではない。われわれは、宇都宮病院問題の摘出にあたり、こうした背景を同時に見てゆかなくてはならない。

療の歴史の扉を開くべきである。その第一歩として、われわれは当面、宇都宮病院問題自体の抜本的解決を求めていかなくてはならない。まずこのような存在が精神病院として認められるべきでないことを大前提としたい。同病院が、単なる経営者の交替等の姑息的手段では、問題は一切解決しないことは自明のことである。したがつて同病院が、将来とるべき方向は、経営者、医療スタッフの総入れ替えを含む根本的な再生か、それが不可能な場合は廃院かのみしかしかない。

ただし、現実にはまだ膨大な在院者が拘禁されていることを考えるならば、現在、第一義的に考えられるべきことは、これらに在院者の緊急の救済である。それゆゑ、同病院問題解決の方途は、段階的にならざるをえない。

第一段階は、まず在院者の希望に応じて退院ないし転院を早急にはかり、在院者数を可能なかぎり縮小することである。この場合、とくに退院者に対しては安定した社会生活が送つてゆけるよう、十分な配慮がなされなくてはならないことはいうまでもない。そしてそのうえで第二段階として、上記のいずれかの抜本的解決策をはかるべきである。

- 以上のような視点からわれわれは当面、第一段階として、宇都宮病院問題解決のための栃木県当局の努力を見守ると共に、厚生省ならびに県当局にその改善の報告を定期的に求め、独自に同病院への調査団派遣を続け、必要に応じてならんかの救済活動にうつる準備体制を整えておくこととする。
- (3) 精神医療の新たな歴史の扉を開くため、われわれはここに同時に、宇都宮病院を生み出したわが国の精神医療に潜在する人権侵害の土壌を解体し、精神医療全体を治療の場として根本的に再生させるために、新たな運動を全国的に展開しなくてはならない。その運動の目標は、札幌宣言を具体化し、以下のように項目化されるであろう。
- (1) 精神病院における精神障害者の人権擁護
  - ① 通信・面会の自由と弁護士依頼権(国費)の完全保障
  - ② 自由入院、開放化の促進
  - ③ 強制労働の根絶
  - ④ 医療スタッフの一般科的な拡充
- (2) 精神障害者が地域で生きてゆくことの援助
- ① 生活権(衣・食・住・労働権)の確立
  - ② 法的諸差別条項の撤廃
  - ③ 精神障害者の交流の場の保障
- (4) 外来・地域における医療の推進
- 以上のような視点から、われわれは必要とされる具体的要請を関係行政諸機関に強力に行うと共に、学会内部としても体制を整え、精神医療関連諸団体その他と協力して、全国的な運動を展開していかなばならないと考える。

(4) 以上の課題は膨大である。そのためわれわれは、当面の課題をしばらくは、精神病院内における精神障害者の人権擁護が緊急の課題であると考える。そして、その核となるものは、上記(1)①および②であると考えるものである。

われわれは厚生省にその点を周知徹底させるための強力な努力を求めるとともに、それを足がかりとして関連精神医療諸団体、ならびにその他の民主的市民運動とも協議のうえ、全国の精神病院にその実現へむけての協力をもとめる運動を起すことを呼びかける。

(5) 精神病とはいつて特別な病気でなく、可能性としては国民の誰でもがかかりうる病気なのである。

そしてその治療は、病者と治療者との基本的な信頼関係のうえに成立するものであることは当然のことである。精神医療改革とは、精神病院に關しては、まずもつて誰でもが安心して入院できる場とする、といふごく当然のことを意味する。だが、このごく当然のわざであることも残念ながら事実である。だがわれわれはこのことを実現しめなくてはならないのである。

a) 国際法律家委員会から中曽根首相への勧告  
 謹啓

国際法律家委員会 (ICJ) は人権の擁護・拡大に専念している法律家の団体ですが、本委員会はこれまで精神障害者の人権擁護に関心をもち、ここ数年積極的にかかわって参りました。1980年に国際刑法学会と共同で私どもは精神障害者保護のためのガイドライン草案を準備し、国連の「少数者の差別防止並びに保護に関する小委員会」に提出し、検討をお願い致しました。同小委員会の本問題に関する特別報告委員であるエリカ・アイリーン・ダエス夫人はその報告書の中で国際法律家委員会の本問題に関する貢献度は「顕著なもの」と述べられています。

私どもは精神障害者の人権は困難な、かつ慎重さを要求される問題であることを十分に承知しております。そこで異なった国々においてそれぞれに精神障害者に与えられている保護を評価する際は、その財源や社会・文化的慣行の相違も考慮に入れなければなりません。

しかしながら、最近報告を受けた日本の精神病院における患者の状況に対しましては私どもは深い憂慮を抱いております。日本の精神病院にはほぼ32万人の患者が収容されており、ある病院では過去3年間に200人近い人々が原因不明という状況の中で死亡したということです。また、患者に対する虐待に関する報告も寄せられています。

日本ほど状況が重大ではない他の国々でさえも政府としては独立した委員会を設けて、精神障害者の処遇や患者の権利について調査をすること、また勧告をレポートさせるのがよいと考えております。その一例が1953年にイギリスで設置された精神病・精神薄弱に関する法律に基づく王立委員会であり、1957年に作成されたその委員会の報告書を基準にして1959年に新しい包括的な精神衛生法が制定されました。

日本における精神病院の中で、精神障害者に対する取り扱いが法的にも、また他の保護の点でも不十分であると申し立てる報告がありますので、私どもは貴政府に対し、精神障害者の置かれている状態を審査するための委員会委員の任命について考慮されてはいかかということを謹んで勧告させていただきたいと思っております。そのような委員会はもちろん政府及び関係病院からは全く独立の立場にある有識者で構成されなければならず、また本委員会は希望に応じて個人もしくは団体からの書面または口頭での証言を受け入れなければならないものと理解しております。

ここに私の最高の敬意を表します。

1984年5月30日

ジュネーブ

国際法律家委員会事務局長

ニール・マクダーモット

内閣総理大臣

中曽根康弘閣下

b) 国連人権委員会、「少数者の差別防止並びに保護に関する小委員会」における国際人権連盟の発言 (1984年8月15日)

精神障害者の保護の保障は国際人権連盟が常に関心を抱いているテーマであります。当連盟は1980年代の初め、アメリカ自由人権協会の援助を得て、小委員会の特別報告委員ダエス女史あて本主題について報告書を提出致しました。ダエス夫人の賞讃すべき努力は昨年「精神障害のため拘留されている人々を保護するための原則・指針並びに保障草案」として実を結び、それが今日小委員会で審理されているところであります。当連盟はまた世界精神医学会連合 (WPA) における論争にも注目しており、同連合が特定のメンバー国における精神医学の濫用に注意を払っておられることに敬意を払ってまいります。

この機会に当連盟は日本自由人権協会の関心事であり、活動の焦点にもなっている関連事項、すなわち、日本における民間精神病院の精神医学の名による拘禁の濫用について報告しておきたいと思っております。

当連盟と日本自由人権協会は日本の現在状況は精神障害者の拘禁の領域における国際的保護を緊急に必要としておりと確信致します。小委員会の作業部会が草案の審理に際し、本件を考慮に入れられるよう強く要望する次第であります。

精神疾患は日本においては最も顕著な医療問題となって参りました。日本の厚生省の発表している統計によるとおよそ32万人の患者が主として民間の精神

病院に拘禁されている。この数字は全病床のおよそ四分の一にあたるのであります。自由人権協会の知るところではこれらの患者のおよそ80%は意思に反して強制的に入院させられております。しかもこれらの患者は長期にわたって入院させられている傾向があります。すなわち、日本政府の統計 (1978年) によると、全精神病患者の平均在院日数は520.8日であり、都道府県知事によって強制収容された措置患者の平均在院日数は2,396日にもなっていると自由人権協会は報じています。

一般的に見て、そのような入院は窓には格子、ドアには鍵がかかっているといった閉鎖病棟で行なわれています。さらに、日本の精神衛生法第38条は「精神病院の管理者は入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。」と規定しています。日本国憲法はすべての被拘禁者に弁護士依頼権を保障しているにもかかわらず、この法条は精神病患者の持つ通信権、家族、友人、弁護士への接近権を否定する結果になっています。

「意思に反する入院は患者の人権及び基本的自由の重大な侵害である」という認識は国際社会ではあまねく承認されているところであり、小委員会において今まさに起草中のこの主題の原則草案においても明瞭にこのことが述べられています。そして原則草案では患者がその意思に反して拘束を受ける場合に絶対に必要な、入院を正しいものにするための手続に少なからぬ注意が払われています。草案では観察を目的とする入院は48時間を越えることはできないこと、予防拘禁はできないことが規定されています。さらに強制的に精神病院に患者を入院させる決定は「適格の裁判所、または適格の精神衛生審査会が適当な準備と適当な聴聞を行った後にのみ」これを下すことができると規定しているのです。告知を受ける権利、上訴の機会が与えられる権利なども原則草案にはきちんと盛り込まれています。そうした手段はすべて自由を不必要に剝奪することのないように最大限の保護を確保しようとしてデザインされているのであります。

そうした配慮に比べて著しい隔たりを示しているのは日本の法律であって、日本においては強制収容を受ける者のデュー・プロセスはあたかもあるがごとく実際にはなきに等しい。日本の精神衛生法の第34条では精神病院の管理者は患者の保護に責任ある者の同意がありさえすれば3週間を越えない期間、観察のためその者を自分の病院に強制的に拘禁するという決定を下すことができるようになっています。さらに同法第33条によって、精神病院の管理者が医療及び保護のため入院の必要があると認めさえすれば、他の独立した意見を求めることもなく、不定期に強制的収容を図ることができるようになっています。病院の管理者は医師でなければなりません。精神医学の修業を積んでいる必要はないのです。実際問題として拘禁に必要な精神障害の診断はときには駆け出しの若い医師、ひどい場合には看護婦 (士) が下していたりすることがあります。

また精神衛生法第29条によって都道府県知事が強制的・不定期の拘禁を命ずることができるようになっていて、その場合は二人の有資格の精神衛生鑑定医が診断をして当該者は精神障害者であり、自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあるという点で意見が一致すればよいのであります。この場合事実として、当該者が収容される予定になっている病院の勤務医が鑑定に当たることがしばしばあります。そしていったん意志に反して入院させられてしまうと、本人があるいは弁護士その他の者がその強制入院に対し是正を試みようとしても実際問題としてそれは不可能であります。

意志に反して拘禁された精神病患者が法的手続によって身柄の釈放を勝ち得たという先例が幾つかないわけではありません。しかし患者に代わって日本自由人権協会に所属する弁護士が申し立てた法的申請で釈放を勝ち得た事例というのは一例もないのであります。理由は拘禁を受けている者の氏名という必要な資料を提出することが不可能だからであります。拘禁下にある者に弁護士への接近権が認められさえすればそのような資料は簡単に得られるのであります。日本の厚生大臣は患者の弁護士依頼権を妨害する点では病院管理者の側についていると断ぜざるを得ません。

日本では医学的に正しいとは認められない拘禁に対する防御手段 (セーフガード) が欠落しているということを考えれば、日本で精神病を理由とする強制入院の件数が異常なまでに高いレベルに達してしまったということは別に驚くには当たりません。多くの場合、拘禁の決定を下すその本人が実は拘禁することによって経済的に利益を得るその本人、つまり病院の院長なのであります。

さらにまた、病院当局にだれが拘束を受けるかの決定権を与え、その期間はどのくらいにし、またどういう状況下に拘禁するかなどを決定する権限をすべて与えてきたということがどうとも思いのままに権力を振るえる状況を作ってしまったのであります。

精神病患者の侮辱的処遇の報告は1970年に日本の新聞に出始めました。昨年は日本自由人権協会所属の弁護士が東京から120マイル北に位置する宇都宮市の一民間精神病院に入院している患者たちの事例を取り上げました。

もと患者たちはこの病院の状況は刑務所のそれより劣悪と陳述しました。多くの患者たちがなんでもないうちとされたことで殴打され、病院経営精神科医の家族の所有になっている冷凍食品会社で週6日間報酬なしに強制的に使役されたといっています。過去3年間に222名の入院患者が死亡したという記録が病院側にあります。病院保管の死亡診断書によるとこのうち19名の死亡は不自然な原因による死亡とされています。この病院における明らかに高い死亡率と多くのケースに疑惑の持たれる状況証拠があるにもかかわらず、8例の死亡例を除き、政府はこれらの真相を明らかにすることができませんでした。ジャーナリストによるプライベートな立証によって少なくとも6名の患者は— そのうち幾人かの死亡診断書はそれが自然の原因による死亡であることを示してはおりますが— 事実暴行を受けて死亡したものであることが後に明らかにされました。自由人権協会のメンバーである戸塚弁護士はこの病院の多くの入院患者及びその家族の法律助言者として活躍しているのでありますが、この病院において暴行を受けて亡くなった患者の実際の数はもっとも多はずと疑うに足る実質的証拠を握っています。それにもかかわらず厚生省はこの個人経営の病院を閉鎖することに反対して、残りの患者を釈放すべく努力している弁護士の活動を妨げています。圧力を受けて政府は今年の初めになってやっと病院の管理者を含む4人の病院職員の逮捕に踏み切りました。

精神病院における虐待は1970年以後日本政府の注目するところとなりましたが、今日、政府は精神病を理由として拘禁を受けている人々が直面している虐待と搾取の危険に全く無関心であります。

日本政府は一貫した姿勢を取り続けていて、強制入院が必要かどうかを決定するのにもっと厳密な基準を法的に強制することを拒んでいますし、憲法上の保護を精神病被拘禁者に及ぼすことに失敗しています。

以上のような理由によりまして、日本政府は拷問や残酷、非人間的、価値を引き下げる治療及び専断的拘禁から市民を守るための世界人権宣言や国際人権規約によって日本国が負わされている義務の履行に失敗していると考えざるを得ませんし、また病院の中で制約を受けている精神薄弱者に対して配慮して「あらゆる虐待に対する適当な法的防御手段」を置くことを特に要請している「精神薄弱者の権利に関する国連宣言」にうたわれている基準を遵守することにも失敗しているのであります。

現在小委員会が検討を重ねておられるような国際的基準が日本の精神病院において起こっている正義に反するようなことを変えさせるのに日本政府の指針として役に立つのではないかと私どもは信じているのであります。

註) 国際人権連盟はニューヨークに本部をもち、特別に国連に参加を認められている国際的民間団体のひとつである。国連決議1296による厳格な資格要件を満たしている団体である。ここに記した発言は文中にもみられるように、わが国の自由人権協会(会長、日弁連人権擁護委員会委員長、伊藤和夫氏)のレポートを基礎資料としている。

#### c) 国連人権小委員会における日本政府代表の答弁(1984年8月20日)

日本で精神病院における若干の虐待事件が起こったと報せられましたけれども、これらのケースはきわめて例外的な事例でありまして、日本の精神病院がすべてそれらと同じような状態にあるとは到底考えられないのであります。しかし、精神病院においてその種の事件を再び繰り返さないようにするために、この6月22日、各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局、医務局、社会局の三局長名の文書をもって「精神病院に対する指導監督等の強化徹底について」という通知を出したところであります。日本では都道府県の知事が精神病院を監督し、管理する権限を委任されているからであります。

この三局長連名の通知のねらいは現行精神衛生法の体系のもと適正医療の保障にあることはもちろんであります。精神障害者の人権の保護にもあります。今般の通知の主要点は次のとおりであります。

(1) 知事は強制入院患者の病状についても6カ月の範囲内で定期的に報告を求めるとともに、厚生大臣の任命にかかる若干の精神科医をもって構成する診断委員会によってその病状報告書は審査を受けるものとする。

(2) 精神科医による実地審査は強制入院患者については年1回実施することとし、同意入院患者(patients hospitalized with consent)については体系的にかつ優先的にこれを行なうものとする。

(3) 知事による病状審査を請求する権利についてはすべての患者に、例えば告知書または病院内の掲示によってその権利の周知徹底を図るべきである。調査請求を受理した場合には実地審査は積極的に行われるべきである。

(4) 知事は精神病院を監督する際にはメディカル・ケアの状況についての監督を含め、あらゆる点について監督を強化するべきであるなどでありまして、

なお入院患者の処遇については厚生省の付属機関であります公衆衛生審議会が隔離病棟への拘禁、通信及び面会等の自由についてガイドラインを目下作成

中でありまして、今年末までにはその作業を終えることを期待しているところであります。なお先日述べられました陳述の主要な点のうち幾つかの点につきまして答弁しておきたいと思っております。

精神障害者の数は社会環境の複雑さが増すにつれて増加して参りました。全入院患者の数は1982年で確かに32万6千人にものぼります。そのうち強制入院患者の数は4万人でありまして(入院患者の12.3%にあたります)、残りは同意して入院した患者(patients hospitalized with consent)であります。強制入院患者の数は日本の人口約1億2千万人という数字から考えればそう大して多いものではありません。

仮入院は患者が診断の結果精神障害の疑いがある、念を入れての診察にはなお数日を要する場合にのみ認められております。これには家族の者または当該者のケアに責任ある者の同意が精神衛生法第34条によって要求されております。また同法第33条によって病院の管理者は医学的診断に基づき、患者のケアに責任ある者の同意を得て患者を入院させることができるようになっております。いずれの場合もその入院は知事に報告するよう求められております。知事は当該入院につき手続的またはその他の理由に基づき疑義がありとする場合は、厚生大臣任命の二人以上の精神科医に命じて入院の決定を再評価させることができるようになっております。

病院の管理者は医師でなければなりませんし、法律によって要求されてはおりませんが、管理者は実際に有資格の精神科医になっております。

入院手続の適法性は再審理システムによって保証されております。強制入院の審査は裁判所に措置解除の訴訟を提訴するか、または行政不服審査法の規定に従い、執行停止を求める申立をなすことによって審査を受けることができますし、また人身保護法によって不法な拘禁の救済を求めて裁判所に申立をすることもできます。同意入院(admission with consent)の場合は民事訴訟法等によって差止命令または差止命令の仮処分の請求申立を裁判所に起こすことによって審査を受けられるようになっております。

日本政府は宇都宮病院において虐待事件が発生したことを遺憾に存じます。栃木県知事その他の権威筋が病院を調査しました結果、医療職員の不足、認可された病棟以外への患者の収容等があることが認められました。しかし今までのところ患者の死亡が病院職員の暴行によるものかどうかについては確認されてはいないのであります。

通信権につきましては、入院患者の状態によって患者の治療上必要とする限度において通信権に最小限可能な制限を課することが精神衛生法によって許さ

れております。その他の場合は患者はすべて弁護士を含むだれとでもコミュニケーションし、自分が望むだれとでも面会をすることができるのでありまして、このことは日本国憲法によって保障されている権利であります。

先に述べましたように、この問題につきましてはガイドラインが作成されつつありまして、そのガイドラインによって通信権、特に手続面はさらに十分に保障されたものとなると思っております。

したがいまして、日本政府は現行精神衛生法が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に違反しているとは考えておりませんし、この法律の完全な遵守を確実なものとし続ける所存であります。

日本政府は精神病者または精神障害者の人権及び基本的自由の保護の問題に関します国際的傾向につきましては注意深く気を配って勉強をいたしまして、それに従ってゆく所存であります。

d) 国際人権連盟会長から中曽根首相あての書簡  
中曽根康弘内閣総理大臣閣下

ジュネーブにおいて1984年8月20日、少数者の差別防止と保護に関する国際人権小委員会の場で貴国政府代表がなされた日本の精神病患者に対する虐待についてのコメントに関しまして、国際人権連盟を代表して書簡を送ることに致します。

本件に関する貴政府代表の答弁は本連盟の加盟団体であります日本自由人権協会の報告する所と全く相違するものであります。貴国の自由人権協会につきましては会議の前日に本連盟から国連人権小委員会に紹介を致しました。

私はこの機会に私どもの結論を繰り返し主張するとともに、その結論に達した事実に基づく根拠を詳しく述べておきたいと存じます。

1. 貴政府の代表はそのような虐待の事例は「極端に例外的な」事件であると述べることによって、日本における精神病患者に対する虐待の問題が重大な問題ではないと異議を唱えられました。しかし全く逆に、日本自由人権協会は数知れぬ虐待事件があることをつかんでおり、公になった虐待の話は実際にある暴力事件の全体のうちのごく一部に過ぎないという証拠を得ているのであります。医学雑誌であります「精神医療」誌(通巻51号、1984年5月発行)の中の一論文は宇都宮病院事件の発覚前に起こった精神病院の最もひどいスキャンダルだけを引用しているのですが、それによりますと少なくとも7つの病院で虐待事件が起こっているのです。すなわち、十全会病院、栗岡病院、安田病院、伊藤病院、中村病院、秋田病院それに大和川病院であります。また宇都宮病院事件が発覚した後に次に掲げる病院における精神病患者虐待の重大事件を新聞は5件報じているのであります。田中病院、上毛病院、七山病院、成田病院それに聖十字病院における事件であります。

強制的に収容されている精神病患者は通信・面会の自由・身体的自由を制限されておりますし、また弁護士、ジャーナリスト、その他の者との接見権が制限されておりますために、この度公にされた悲惨な虐待事件よりさらに残酷な目にあっている多くの事件がやみからやみに葬られていると思います。さらにまた、精神病院における死亡その他の疑惑の持たれる事件を調査することに行政が日常的に失敗しているという疑うに足る証拠があるのであります。調査が行われるとしたら、法務省人権擁護局の機関誌「人権擁護局報」に報ぜられているようなことになってまいりますが、それが時に抑制を受けるのであります。

2. 貴政府代表は強制的に拘禁されている精神病患者のパーセンテージはおよそ12.3%であると述べられましたが、この率は当連盟が日本の強制収容患者は80%であると述べてきたところと大きく食い違っております。貴政府代表が引用された全入院患者の12.3%つまり4万人という患者数は貴国の精神衛生法第29条に規定するところの知事による入院措置を受けている者の人数のことを言っているのに過ぎないのであります。貴国政府代表は精神衛生法第33条、第34条に規定するところの精神病院長の権限によって強制的に収容されている者の数を計算から故意に外しているのです。精神衛生法のこの3つの法条によって収容された患者はすべてその意思に反して収容された者であるという点につきましてはすでに十分に確認されているところであります。(例とし

て、貴国厚生省監修で公刊されている「精神衛生法詳解」や国連特別報告者の「精神病または精神障害のために拘禁されている者のための指針、原則並びに保障」草案に関する報告書を参照せられたい。

3. 貴国政府代表は「入院手続の適法性は再審査制によって保障されている」と述べられ、また現行法の手法は虐待や不当監禁を防止するに十分有効に機能しているとも述べられましたが、それを証拠だてる事例がほとんど皆無に近いということから、私どもにはそのようには思われぬのであります。日本自由人権協会の会員である弁護士の経験では政府代表の述べられることとまさに正反対のことが行われているというのであります。したがって、私どもは日本政府に対して国連の少数者の差別防止と保護に関する小委員会が現在準備しつつあるところに沿って、精神病患者のために特別な防御手段(セーフガード)を制定されるよう要請する次第であります。

精神病のゆえに拘禁される破目になった人たちが直面しているその状況を再検討してごらんになるよう心から私どもは貴職に要望致します。貴職が一度でも自ら事実を確かめてごらんになれば、患者虐待をなくす対策をとられるでありましょうし、また世界人権宣言や国際人権規約に列挙されている基本的人権の十分な尊重を保障されることになるでありましょう。

敬具  
1984年9月17日  
国際人権連盟会長  
ジェローム・J・シュタック

e) 日本弁護士連合会の決議

精神病院における人権保障に関する決議

精神障害を理由として精神病院に収容される者の人権を保障することは、適正な精神医療の確立にとって欠くことのできない土台である。

この観点から、国や地方自治体及び医師をはじめとする精神医療関係者が、緊急に次の措置をとるよう要望する。

1. 精神病院における入院患者に対し、検閲なく通信を行い、かつ、通信を受ける自由及び立会人なしに面会をする自由を具体的に保障する措置をとること。
2. 入院を強制される者が、何時でも弁護士による援助を受けることができるように、そのための制度的な方策を検討すること。
3. 入院中の行動制限は、医療上、真に必要な範囲に限られるべきであり、決して濫用されてはならないこと。
4. 公正で自立性をもった第三者の審査機関の設置をはかり、患者、家族の第三者的審査機関に対する不服・救済の申立権を保障すること。

右決議する。  
昭和59年10月20日  
日本弁護士連合会

十四日、国連人権小委員会の報告書から酷刑を受ける権利を保障する権利の重要性が述べられている。

【目的】 精神病患者は、非難・研究の目的で、強制的に拘禁され、その生命、自由、尊厳を侵害するおそれがある。この目的が、身体、名誉、財産を侵害する。この権利を保障する。

【権利】 精神病患者は、医療機関に対して、任意で入院し、任意で退院し、任意で退院する権利を有する。

【医師の同意】 精神病患者は、医師の同意なくして、強制的に拘禁される権利を有する。

【二】 患者は、必要に応じて、医師の援助・助力を求める権利を有する。

【三】 患者は、医師の同意なくして、強制的に拘禁される権利を有する。

【四】 患者は、医師の同意なくして、強制的に拘禁される権利を有する。

【五】 患者は、主治医ならびに診療に関与する医療従事者の氏名・資格・報酬を知る権利を有する。

【六】 患者は、医療機関から診療に要する費用の明細の報告及び医療費の公的援助に関する情報などを受ける権利を有する。

【自己防衛】 患者は、前項の情報と医療従事者の誠意ある助言・助力を拒否し、自己の自由な意思に基づいて、検査・治療その他の医療行為を受け、選択し、あるいは拒否する権利を有する。

【二】 患者は、これらが行われようとする検査および治療の目的、方法、内容、危険性、予後およびこれに代わる他の手段、手段に実施された検査・手術、診断・治療の内容およびその結果、現状維持を拒否し、十分な説明を受ける権利を有する。

【三】 患者は、非難・研究の目的で、強制的に拘禁される権利を有する。

【四】 患者は、主治医ならびに診療に関与する医療従事者の氏名・資格・報酬を知る権利を有する。

【五】 患者は、主治医ならびに診療に関与する医療従事者の氏名・資格・報酬を知る権利を有する。

【六】 患者は、医療機関から診療に要する費用の明細の報告及び医療費の公的援助に関する情報などを受ける権利を有する。

【自己防衛】 患者は、前項の情報と医療従事者の誠意ある助言・助力を拒否し、自己の自由な意思に基づいて、検査・治療その他の医療行為を受け、選択し、あるいは拒否する権利を有する。

患者の権利宣言 条文

宇都宮病院事件から1年
精神科医者が問題に... 宇都宮病院事件から1年

宇都宮病院事件から1年余

患者

三十一年間、四十年間も数... 宇都宮病院事件から1年余

病院

京の私立精神科医同学会の... 病院

超過収容いままも常識

病棟電話も設置に異論

病棟電話も設置に異論
精神科医者が問題に... 超過収容いままも常識

足りない通院施設

作業所運営、家族会任せ

足りない通院施設
作業所運営、家族会任せ
日本精神科医会... 足りない通院施設

医療精神進まぬ改革

医療精神進まぬ改革
精神科医者が問題に... 医療精神進まぬ改革

監視

「実態調査まず急げ」

「実態調査まず急げ」
要求に厚生省は沈黙
監視
精神科医者が問題に... 「実態調査まず急げ」

### あとがき

数年来、癡赤・癡脹してきた化膿創は、司直の手により初めて切開が加えられ、膨隆したその創からは異臭を放つ不透明な浸出液かにじみ出し、どす黒い膿が体表を伝い落ちんばかりにあふれはじめた。一個の個体を蝕んだ病魔とはいえ、精神医療全体に及ぼした侵襲は計り知れない。

### 「宇都宮病院事件」

精神医療に従事する者のみならず、社会全体を懐然とさせるにはあまりある出来事ではあった。

交流舎としても何度かこの事件を取り上げてきたが、決して特定の対象を誹謗・中傷し、糾弾することだけが主旨なのではない。我々が確認しておきたいのは、「あたりまえの感覚」の欠如が引き起こした悲劇と、その悲劇すら呵責なく容認してしまう「状況」があったという事実なのである。我々が言う「あたりまえの感覚」と、それら全てを包括した「状況」とをふまえた実践があったなら、このような悲劇が未然に防げたなどという思いあがった気持ちは全くない。ただあるのは、とかくさまざまに美名のもとにおこなわれている患者の管理や抑圧が、このような悲劇をもたらす遠いようで近い延長線上にあることに常に気をつけたいという拘泥なのである。

1985年、事件の元凶は一審で断罪されたが、いまだ決着を見ず上級審にもつれこんだ。他方、実行行為者とみられる4人の被告は、やがてくる断罪の日をいかなる心持ちで待つことであろうか。

我々は他人事としてではなく、この成り行きを見据えなければならない。行きがかり上でもなく、やはり拘泥しつづけなければならないことなのである。(交流舎通信V。12より)

この事件を単なる不祥事として捉えるのではなく、我々の舞台である精神医療の問題としてふりかえることを意図してこの資料集を作成した。「宇都宮病院事件」が精神医療の最後の悪しき出来事に終ることを願い、ここに資料「宇都宮病院事件」を発刊する。

尚、資料集を作成するにあたり、悠久書房の吉森次郎氏に多大な協力を得たことをここで感謝したい。

昭和六〇年五月 発行

発行 交流舎

住所 東京都小平市小川東町四一―一

F140三谷方



交流舎